

ご契約のしおりー約款 2

長期定期保険

サクセス

定期保険 (2018)

逦増定期保険

マジェスティ

逦増定期保険 (2018)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ず、ご一読いただくとともに、後ほど送付する保険証券とともに大切に保管してください。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00

土・日曜日 9:00 - 17:00

(祝日・年末年始を除く)

2020 年 4 月版

この冊子には、
ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金などをお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

申し込みの主契約・特約に☒ チェックされ、
それぞれの内容を確認されるときにご活用ください。

主契約および特約の支払事由などの詳細については、本冊子の
「各種保険の保障内容」および「約款」をお読みください。
お支払いなどにあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。

☒ チェック欄		ページ	
		ご契約のしおり	約 款
主契約	☐ 1 定期保険(2018)	30	約款－ 3
	☐ 2 遡増定期保険(2018)	31	約款－ 17
特約	☐ 3 保険料払込免除特約(2018)	32	約款－ 31
	☐ 4 リビング・ニーズ特約(2018)	37	約款－ 43

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語	8

I.ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	12
2 ご契約申し込み手続きの際の留意点	13
3 クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)	14
4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
5 全部見直し制度などを利用して加入される場合	17
6 現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ	25
7 告知義務	26
8 ご契約の成立と保障の責任開始期	29

II.各種保険の保障内容

1 定期保険(2018)	30
2 通増定期保険(2018)	31
3 保険料払込免除特約(2018)	32
4 リビング・ニーズ特約(2018)	37

III.保険金などのお支払い

1 保険金などの請求方法	39
2 保険金などをお支払いできない場合	43

IV.保険料について

1 充実割	47
2 保険料の払い込み	48
3 保険料をまとめて払い込む方法	50
4 払込期月・猶予期間とご契約の効力	51
5 失効したご契約の復活	53
6 払い込みが困難などときの継続方法	54
7 保険金などのお支払いの際の保険料精算	55

V.ご契約後について

1	保障内容を見直す諸制度	56
2	解約と解約返還金	57
3	保険金額の減額	58
4	契約者貸付制度	59
5	契約者・死亡保険金受取人の変更	60
6	住所などの変更	61
7	契約者配当金	61
8	生命保険料控除	62
9	死亡保険金の税法上の取り扱い	63
10	保険証券の紛失または盗難の場合	63

VI.会社・制度のご案内

1	当社の組織形態	64
2	個人情報の取り扱い	64
3	本人特定事項等の確認	64
4	米国法[FATCA]	65
5	居住地国(納税義務国)等の届出	65
6	契約内容登録制度・契約内容照会制度	66
7	支払査定時照会制度	67
8	保険金額などの削減	68
9	生命保険契約者保護機構	68

約 款

「約款」の構成	約款- 2
定期保険(2018)	約款- 3
逡増定期保険(2018)	約款- 17
保険料払込免除特約(2018)	約款- 31
リビング・ニーズ特約(2018)	約款- 43
指定代理請求特約	約款- 48
保障見直し特約(2018)	約款- 54
家族内保障承継特約(2018)	約款- 63
団体年払・半年払取扱特約	約款- 66
準団体年払・半年払取扱特約	約款- 67
団体月払取扱特約	約款- 68
準団体月払取扱特約	約款- 70
保険料口座振替特約	約款- 72

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金をお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

申し込みを撤回したい

クーリング・オフ制度 ➡ P.14

(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)



15日以内であれば、
申し込みの撤回また
はご契約の解除が
できます。

告知について知りたい

告知義務 ➡ P.26

ご契約に際しては過去の傷病歴、
現在の健康状態や職業などを
おたずねします。



保障の開始時期を知りたい

ご契約の成立と保障の責任開始期 ➡ P.29

告知を
した日?

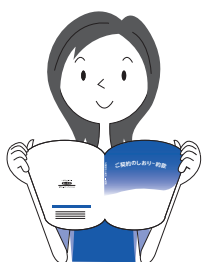
申し込みを
した日?



ご契約の申し込みまたは告
知のいずれか遅い時から
保障が始まります。

保険のしくみや保障内容を知りたい

各種保険の保障内容 ➡ P.30



保険のしくみや保険金
などのお支払いについ
て説明しています。

保険料について

保険料の払い方を変えたい

保険料の払い込み ➡ P.48



保険料の払込方法(経路・回数)を変更することができます。

保険料をまとめて払いたい

保険料をまとめて払い込む方法 ➡ P.50



保険料をまとめて払い込むことができます。

失効したご契約をもとに戻したい

失効したご契約の復活 ➡ P.53



保険料の払い込みが
なく効力を失った場合
でも、もとに戻すこ
とができます。

保険料の払い込みが困難になった

払い込みが困難なときの 継続方法 ➡ P.54



保険料の払い込みが困難
な場合でも、保障を継続さ
せる方法があります。

ご契約後について

保険の種類や内容を変更したい

保障内容を見直す諸制度

➡ P.56



契約 1



契約 2

保障内容を見直したいときに「全部見直し制度」などを利用し、保険の種類を変更したりすることができます。

保険を解約したい

解約と解約返還金

➡ P.57



ご契約はいつでも解約することができます。

契約者や受取人を変更したい
住所・名前が変わった

契約者・死亡保険金受取人の変更

➡ P.60

住所などの変更

➡ P.61



受取人A(親) 受取人B(妻)

死亡保険金受取人などの変更・住所などの変更の場合は手続きが必要です。

生命保険料控除・税金について知りたい

生命保険料控除

➡ P.62

死亡保険金の税法上の取り扱い

➡ P.63

生命
保険料
控除?



税金?

生命保険料控除や死亡保険金の税金の課税について説明しています。

保険金などをご請求の際

被保険者が亡くなられた場合
などには・・・

保険証券と
「ご契約のしおりー約款」で
ご契約の内容を
ご確認ください



支払事由に該当しているか
ご確認ください

各種保険の保障内容 ➡ P.30

保険金などをお支払い
できない場合 ➡ P.43

請求手続きの概要をご確認ください

保険金などの請求方法 ➡ P.39

お手続きにあたりましては、当社の担当者または
コンタクトセンターまでご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

主な保険用語

あ 行

受取人 (うけとりじん)	保険金を受け取る人のことをいいます。
------------------------	--------------------

か 行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社がご契約(特約)を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思でご契約(特約)を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。
解約返還金 (かいやくへんかんきん)	ご契約(特約)を解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。 【例】 契約日が2025年1月1日の場合 ● 月単位の契約応当日：2025年2月1日以降の毎月1日 ● 半年単位の契約応当日：2025年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日 ● 年単位の契約応当日：2026年以降毎年の1月1日
契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料の払い込みの義務など)を持つ人のことをいいます。
契約者配当金／配当金 (けいやくしゃはいとうきん／はいとうきん)	毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、契約者に分配されるお金のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては配当金が支払われないこともあります。
契約年齢／年齢 (けいやくねんれい／ねんれい)	契約年齢は、被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。 【例】 39歳7か月の被保険者の契約年齢は39歳となります。 また、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。 【例】 契約日が2025年1月1日、契約年齢が40歳の場合 年齢は、2026年1月1日より41歳、2027年1月1日より42歳、…となります。
契約日 (けいやくび)	保障開始の日(責任開始期の属する日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。 【例】 月払でかつ口座振替や団体を通じての払い込みの場合 契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。
告知義務／告知義務違反 (こくちぎむ／こくちぎむいはん)	ご契約(特約)の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことを告知義務といいます。告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、告知義務違反としてご契約(特約)が解除されることがあります。

あ か さ 行	
失効 (しっこう)	猶予期間内に第2回以後の保険料の払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、それ以後、保障がない状態になり、保険金をお支払いできないこととなります。失効したご契約に解約返還金がある場合には、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その保険金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した方となります。
支払事由 (しはらいじゆう)	保険金が支払われる場合のことをいいます。
主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。
診査 (しんさ)	診査医扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士(生命保険協会の定める資格を有する者)の面接報告による方法などもあります。
すえ置 (すえおき)	死亡保険金の受取方法の一つで、支払事由が生じた死亡保険金を当社にすえ置くことをいいます。すえ置かれた死亡保険金には、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息がつけられます。
責任開始期 (せきにんかいしき)	ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

あ か さ た 行	
特約 (とくやく)	主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

主な保険用語

あ	か	さ	た	な	は 行
払込期月 (はらいこみきげつ)		毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。			
被保険者 (ひほけんしゃ)		保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。			
復活 (ふっかつ)		失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。			
保険期間 (ほけんきかん)		当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡などの支払事由が発生した場合のみ、保険金などの支払対象となります。保険料払込期間とは必ずしも一致しません。			
保険金 (ほけんきん)		被保険者が死亡されたときまたは所定の状態になられたときにお支払いするお金のことをいいます。			
保険証券 (ほけんしょうけん)		ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。			
保険年度 (ほけんねんど)		契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、...といえます。			
保険料 (ほけんりょう)		保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。			
保険料期間 (ほけんりょうきかん)		保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの契約日または契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。			
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)		保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。			
保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)		払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、所定の期間内にお払い込みいただいたときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込の猶予期間といいます。			

あ	か	さ	た	な	は ま 行
無効 (むこう)		ご契約の保障が責任開始の日にかのぼってなくなることをいいます。			
免責事由 (めんせきじゆう)		支払事由に該当された場合でも、保険金などをお支払いできない事由のことをいいます。 【例】 ご契約後3年以内の自殺、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡 など			

あ	か	さ	た	な	は ま や 行
約款 (やっかん)		「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。			
予定利率 (よていりりつ)		保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。			

I. ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまから申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。
- **告知^①**は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。
- 第1回保険料を口座振替によって払い込む場合、保険料は指定された口座から当社の定めた日(振替日といいます)に振り替えられますので、振替日の前日までに口座に保険料をご準備ください。
- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など^②**は、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただく必要があります。ご契約の手続きの際、ご確認ください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、「保険証券」などを送付します。「保険証券」には保険契約の保険金額などの申込内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すぐにお近くの店舗までご連絡ください。

①告知

「1. ご契約に際して 告知義務」をご参照ください。

②団体を通じての払い込みの場合など

- ・ 団体を通じての払い込み
- ・ 送金による払い込み
- ・ 保険料の一部前払
- ・ 保険料の一括払
- ・ 保険料の前納をいいます。

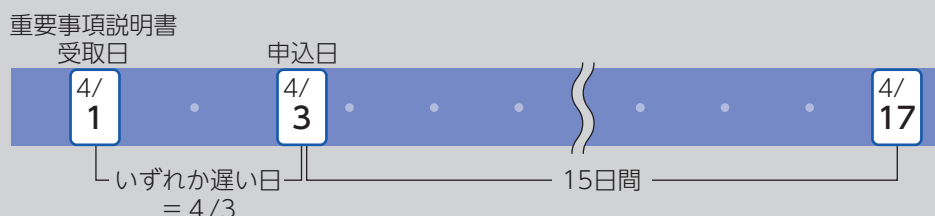
3 クーリング・オフ制度 (ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)

申込者または契約者(申込者などといいます)は、重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除(申し込みの撤回などといいます)をすることができます。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書(注意喚起情報)をお渡ししています。

1. 申出方法

- 申し込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内(15日以内の消印有効)に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面(封書、はがき)には、申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および電話番号をご記入ください。また、申込者などが法人の場合は申込書と同一の印で押印ください。

クーリング・オフの例



- 4/17までが、クーリング・オフの申出ができる期間です。
- 4/17までの消印のある郵便による申出であることを要します。

申し込みの撤回などの書面記入例

第一生命保険株式会社 御中	
私は○月○日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。	
申込者(契約者)	ダイイチ タロウ 第一太郎
保険種類	終身保険
毎回の保険料	〇〇,〇〇〇円
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	ダイイチ タロウ 第一太郎 ^②

①申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、または契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受取日とします。

②ご契約者が自署してください。

2. 申し込みの撤回などできない場合

- つぎの場合には、申し込みの撤回などの取り扱いができません。

- 当社指定の医師による診査が終了した場合
- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ご契約の成立後に内容を変更される場合
- 契約者が法人で、一括式の保険証券を発行する場合

3. その他

- 申し込みの撤回などがあった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは申込者などに全額お返しします。
- 全部見直し制度などによる申し込みのときは、保障見直し前のご契約に戻ります。
- 当社は申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- 申し込みの撤回などの書面の発信時に保険金などの支払事由が生じている場合には、申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

方法	図	しくみと特長	留意事項
全部 見直し制度		●現在のご契約の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。	●新しいご契約の保険料は、全部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約は消滅します。
一部 見直し制度		●現在のご契約の一部の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。	●新しいご契約の保険料は、一部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約のうち保障内容を見直した部分は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
医療保障 変更制度		●現在の医療保険または入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を、保険期間タイプが終身タイプの「総合医療保険(無解約返還金)(2018)」を含む新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	●新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●変更する前の医療保険または入院関係特約は消滅します。現在のご契約の一部を見直した場合、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
追加契約		●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	●現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお払い込みいただきます。 ●ご契約は2件になります。

- 上記の方法のほか、保険金額などを減額する方法などがあります。加えて、現在のご契約の契約日が2018年4月1日以前の場合は、特約の中途付加、特約変更があります。くわしくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお問い合わせください。
- 現在のご契約の種類や内容などによっては取り扱いできない場合があります。また、保障内容の見直しに際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- 保障内容見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査(または告知)が必要になります(ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります)。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

5 全部見直し制度などを利用して加入される場合

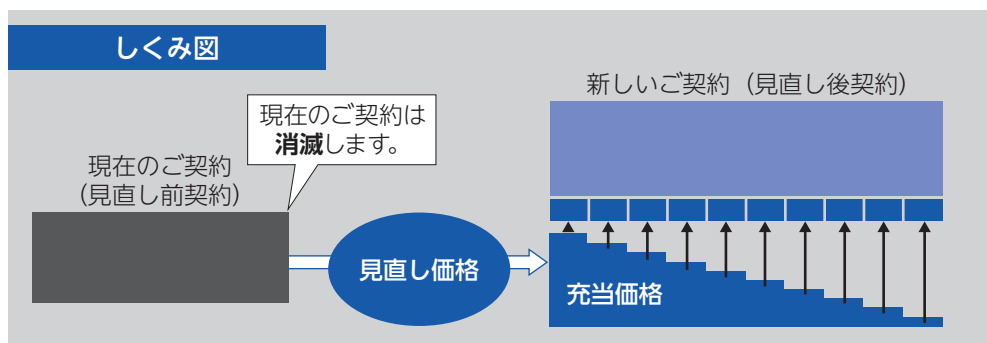
現在の当社のご契約を解約することなく、以下のいずれかの保障見直しの方法で加入される場合、つぎのとおり取り扱います。^①

現在のご契約の全部を見直すとき	全部見直し制度 ^②
現在のご契約の一部を見直すとき	一部見直し制度 ^②
現在のご契約の全部または一部をご家族の保障へ見直すとき	家族内承継制度 ^②

1. 全部見直し制度

①しくみ

- 現在のご契約（見直し前契約といいます）の責任準備金や配当金・すえ置金など（見直し価格といいます）を新しいご契約（見直し後契約といいます）の保険料の一部に充当する方法です。^③また、見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といいます。
- 見直し後契約の保険料は、この制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、見直し前契約と見直し後契約で異なる場合があります。たとえば、見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- この制度をご利用いただく場合、診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 見直し前契約と見直し後契約の被保険者は同一の方となります。



① 現在のご契約の種類や内容などによっては取り扱いできない場合があります。また、利用に際しては所定の条件を満たす必要があります。くわしくは、当社の担当者までご連絡ください。

② 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

・ 保障見直し時に告知義務違反があった場合、見直し後契約または承継後契約が解除され、保障がなくなることがあります。

・ 保障見直し前のご契約に戻す取り扱いはありません。

③ 見直し前契約の配当金・すえ置金は、見直し後契約の保険料の一部に充当されますので、引き出すことはできなくなります。

②見直し価格

- 見直し価格は、見直し前契約の保険種類などにより見直し価格(解約返還金あり)および見直し価格(解約返還金なし)で構成されます。
- 保険料の自動貸付、契約者貸付または未払込保険料がある場合、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を見直し価格から差し引きします。
- 見直し価格(解約返還金あり)および見直し価格(解約返還金なし)は以下のとおり取り扱いが異なります。

項目	見直し価格(解約返還金あり)	見直し価格(解約返還金なし)
見直し価格の構成	● 有解約返還金型^①の主契約または特約の責任準備金 ● 無解約返還金型の主契約の解約返還金(主契約の保険料払込期間満了後である場合に限り)ます)	● 無解約返還金型^②の主契約の責任準備金(主契約の保険料払込期間満了後である場合は解約返還金を差し引いた金額とします)
見直し価格の充当先	● 有解約返還金型および無解約返還金型の保険種類とします。	● 無解約返還金型の保険種類のみとし、有解約返還金型の保険種類を充当先とすることはできません。
見直し後契約の消滅などによる充当価格の取り扱い	● 充当価格の残額があればその金額を払い戻します。ただし、見直し後契約を解約した場合などには、見直し後契約の経過年月数により、充当価格の残額から所定の金額を差し引くことがあります。	● 充当価格の残額があったとしても、払い戻しはありません。

①有解約返還金型の保険種類は、保険料払込期間中に解約返還金がある保険種類をいいます。

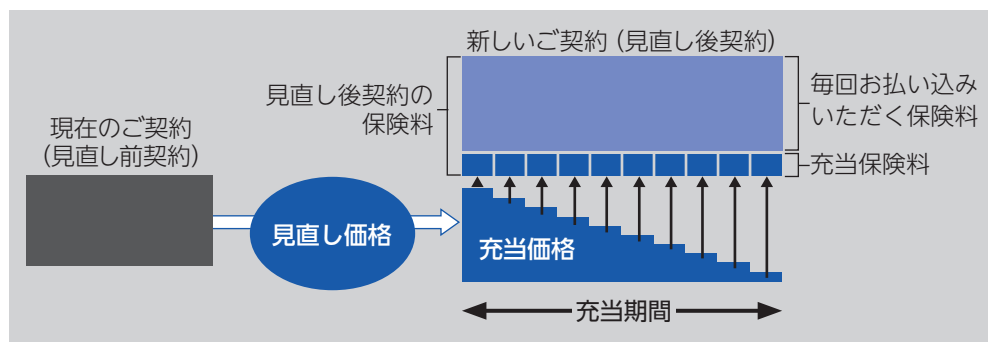
②無解約返還金型の保険種類は、保険料払込期間中に解約返還金がない保険種類をいいます。

③見直し価格を充当する方法

- 見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間(充当期間といいます)にわたって、見直し価格を見直し後契約の保険料の一部に充当します。

④見直し後契約の保険料

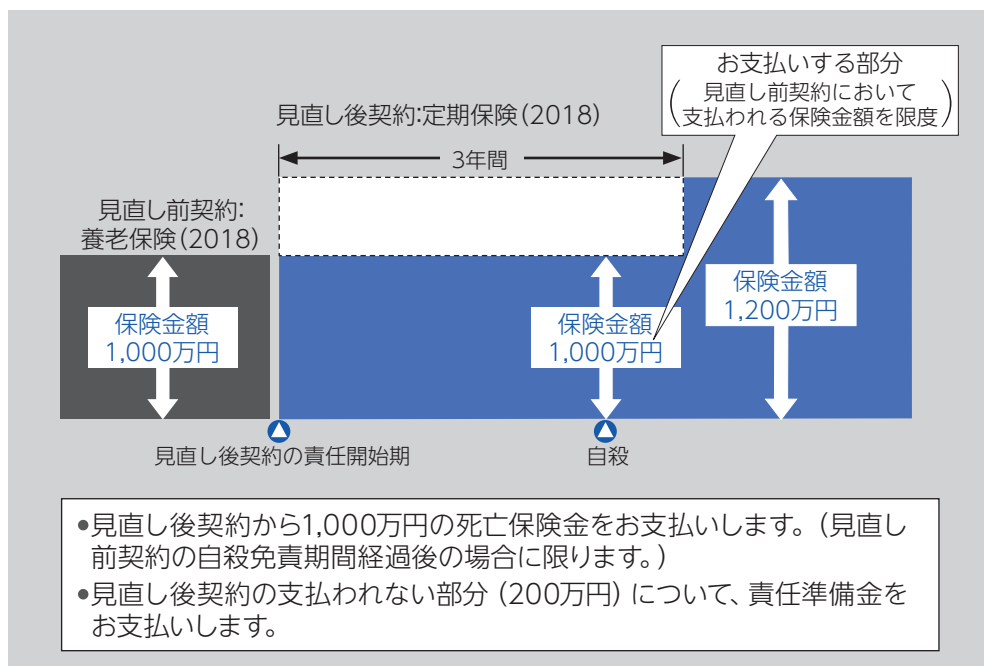
- 見直し後契約の保険料のうち、充当価格から見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当保険料といいます)を差し引いた金額を払い込む必要があります。
- 充当保険料は、充当価格および充当期間に応じて計算され、見直し後契約の保険料の一部に自動的に充当されます。



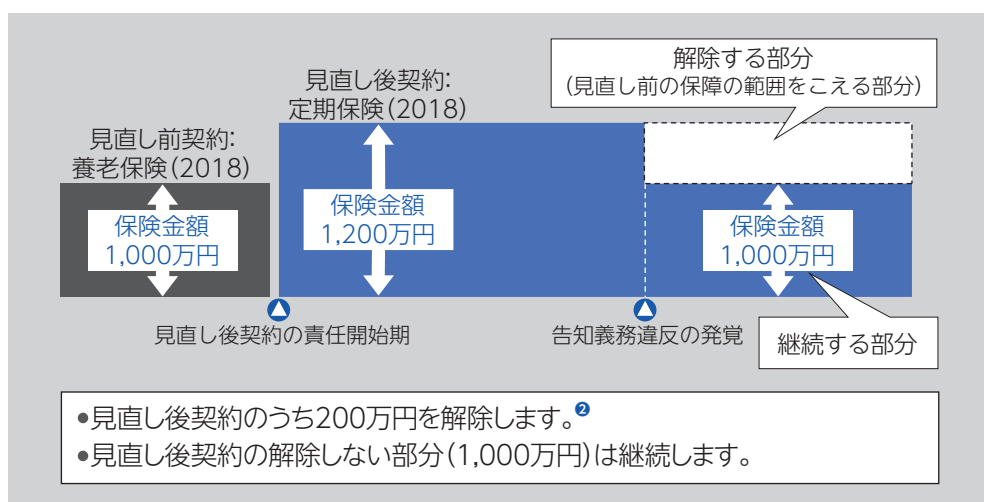
⑤保険金などのお支払いに関する特別取扱^①

- この制度を利用後、つぎの場合などには、見直し前契約で支払われるべき金額を限度として見直し後契約の保険金などをお支払いしたり、見直し後契約すべてを解除せず見直し前契約の保障の範囲内で見直し後契約を継続できることがあります。くわしくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

■被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日から3年以内に自殺した場合の例



- 見直し後契約の締結時に告知義務違反があり、見直し後契約を解除する場合の例 (見直し前契約に見直し後契約と当社所定の同種の保険金などがある場合)。ただし、被保険者が死亡された場合を除きます。



①見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、保険金などのお支払いに関する特別取扱はありません。

②見直し後契約が通増定期保険 (2018) の場合、見直し後契約の保険期間の満了日における保険金額のうち見直し前契約の保険金額をこえる部分を解除します。



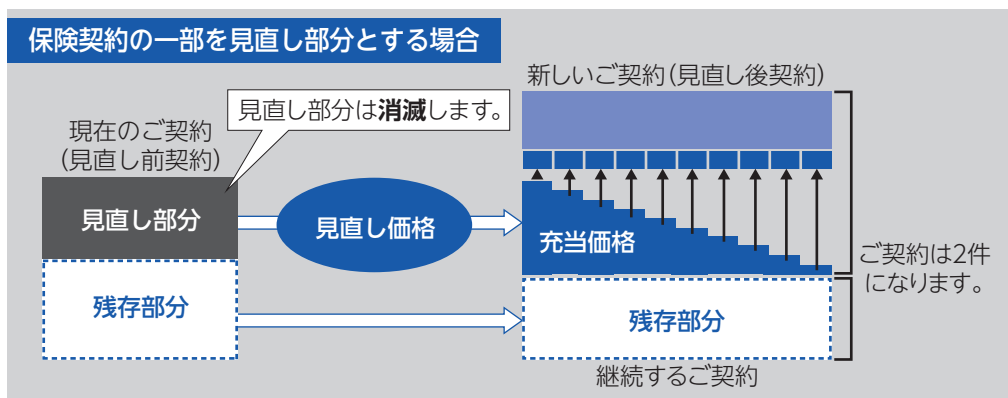
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金などが支払われないことがあります。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 口座振替扱などの保険料引き去りの前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料引き去り後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、引き去りの翌月に返金させていただきます。
- 全部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、全部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前の見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。

2. 一部見直し制度

①しくみ

- 現在のご契約（見直し前契約といいます）の一部（見直し部分といいます）の責任準備金など（見直し価格といいます）を新しいご契約（見直し後契約といいます）の保険料の一部に充当する方法です。また、見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といいます。
- 見直し前契約の保険金額などのうち、残存させる部分（残存部分といいます）の保険金額などを所定の取扱範囲内であらかじめご指定いただけます。
- 見直し後契約の保険料は、この制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、見直し前契約と見直し後契約で異なることがあります。たとえば、見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- この制度をご利用いただく場合、診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 見直し前契約と見直し後契約の被保険者は同一の方となります。
- 保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金の完済後に取り扱いします。
- 見直し前契約の積立配当金・すえ置金は、見直し前契約に残存します。

■ しくみ図



②見直し価格

- 「1. 全部見直し制度」の「②見直し価格」と同様の取り扱いとなります。ただし、保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、見直し価格からそれらの元利金は差し引きません。

③見直し価格を充当する方法

- 「1. 全部見直し制度」の「③見直し価格を充当する方法」と同様の取り扱いとなります。

④見直し後契約の保険料

- 「1. 全部見直し制度」の「④見直し後契約の保険料」と同様の取り扱いとなります。

⑤保険金などのお支払いに関する特別取扱

- 「1. 全部見直し制度」の「⑤保険金などのお支払いに関する特別取扱」と同様の取り扱いとなります。



- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金などが支払われないことがあります。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 特約のみを見直し部分として変更する場合、充当価格は契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。^①
- 口座振替扱などの保険料引き去りの前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、見直し価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料引き去り後にお申し込みいただいた場合より、一般的に見直し価格は少なくなります。また、同月分の見直し前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、引き去りの翌月に返金させていただきます。
- 一部見直し制度の利用によるご契約を申し込みの後、見直し後契約の保障が開始する前に保険事故が発生した場合には、一部見直し制度の利用によるご契約の申し込みにより保険料が控除される前を見直し前契約を有効として、見直し前契約の未払込保険料を差し引いたうえで、保険金などをお支払いすることとなります。

① 2020年1月時点の取り扱いです。

3. 家族内承継制度

①しくみ

- 現在のご契約（承継前契約といいます）の全部または一部の責任準備金など（承継価格といいます）を、被保険者をご家族とする新しいご契約（承継後契約といいます）の保険料の一部に充当する方法です。^①また、承継後契約の保険料の一部に充当される承継価格を充当価格といいます。
- この制度をご利用いただく場合、診査（または告知）が必要です。新しい被保険者の健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 承継後契約の保険料は、この制度の利用時の新しい被保険者の契約年齢および保険料率により計算します。
- この制度の利用には、つぎの条件をいずれも満たすことが必要です。

- 承継後契約の被保険者と承継前契約の被保険者が別の方で、かつ、それぞれ承継前契約の契約者本人またはそのご家族であること
- 承継後契約の契約者が承継前契約の契約者と同一であること

- この制度における「家族」とは、制度利用時において、つぎのいずれかの要件を満たす方をいいます。

- 承継前契約の契約者と同居または生計を一にしている配偶者または2親等内の親族
- 承継前契約の契約者と別居し、かつ、生計を異にしている子

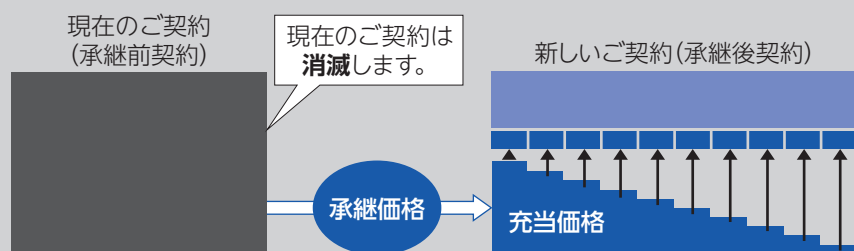
- 承継前契約の一部を承継する場合、つぎのとおり取り扱います。

- 保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金の完済後に取り扱います。
- 承継前契約のうちの残存させる部分の保険金額などを、あらかじめご指定いただきます。
- 承継前契約の積立配当金・すえ置金は、承継前契約に残存します。

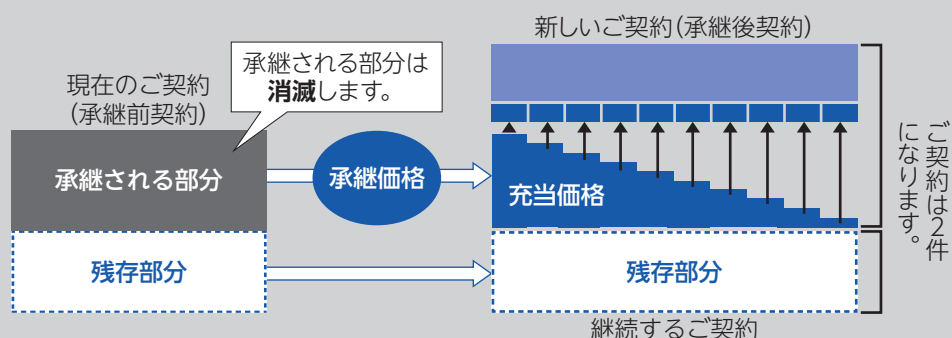
- ① 承継前契約の契約者が法人の場合には、この制度をご利用いただけません。
- 承継前契約の全部を承継する場合、承継前契約の配当金・すえ置金は、承継後契約の保険料の一部に充当されますので、引き出すことはできません。
- 承継前契約の全部（または一部）は消滅し、充当価格が承継後契約に充当されますので、契約者への返還金はありません。

しくみ図

現在のご契約の全部を承継する場合



現在のご契約の一部を承継する場合



②承継価格

- 「1. 全部見直し制度」の「②見直し価格」と同様の取り扱いとなります。ただし、承継前契約の一部を承継する場合で、保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合、承継価格からそれらの元利金は差し引きません。

③承継価格を充当する方法

- 「1. 全部見直し制度」の「③見直し価格を充当する方法」と同様の取り扱いとなります。

④承継後契約の保険料

- 「1. 全部見直し制度」の「④見直し後契約の保険料」と同様の取り扱いとなります。

- この制度の利用により、承継前契約の全部（または一部）が消滅します。承継前契約の被保険者の保障が確保されているかを確認のうえご利用ください。
- この制度の利用により、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- この制度を利用する場合、充当価格は契約者（保険料負担者）の一時所得として所得税・住民税が課税されることがあります。^①
- 口座振替などの保険料引き去りの前にこの制度の利用によるご契約をお申し込みいただいた場合、承継価格は、申込月の保険料を控除して計算します。この場合、保険料引き去り後にお申し込みいただいた場合より、一般的に承継価格は少なくなります。また、同月分の承継前契約の保険料を口座などから一旦引き去りさせていただく場合がありますが、引き去りの翌月に返金させていただきます。

① 2020年1月時点の取り扱いです。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約(特約)について解約・減額などをされるときは、一般的に、つぎのような場合、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々の加入生命保険会社・契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約の引き受けができない場合があります(保険種類によっては告知義務がない場合があります)。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金などが支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、解約・減額されたご契約を元に戻すことはできません。

7 告知義務

契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。

1. 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2. 告知の方法

- 当社指定の医師が診査を行う場合（診査医扱い）
まず被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合がありますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますので、確認のうえご署名ください。
- 医師の診査に代える扱い
勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法もあります。この場合にも、被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。
- 診査を行わない場合（告知扱い）
被保険者（または契約者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人（当社の医師以外の社員や募集代理店の担当者）や生命保険面接士にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 傷病歴などがある場合のご契約の引き受け

- 当社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約の引き受けの判断を行っています。
- 傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加のくわしい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることもあります。すべてお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別条件を付けて引き受けることや、告知いただいた傷病などによっては特別条件を付けずに引き受けることもあります。

4. 告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。ただし、当社がご契約または特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約または特約を解除することができません。
- 責任開始期の属する日から2年を経過していても保険金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。^①
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

① 責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込の免除が行われないうちも同様の取り扱いとなります。



- ご契約の申し込み後または保険金の請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知に関する照会先

生命保険加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」について不明な点がある場合
- お身体の状態について告知するべきか判断に迷われる場合
なお、当社の社員・募集代理店の担当者は、告知内容についてご相談を受けることはできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続または契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871 <通話料無料>

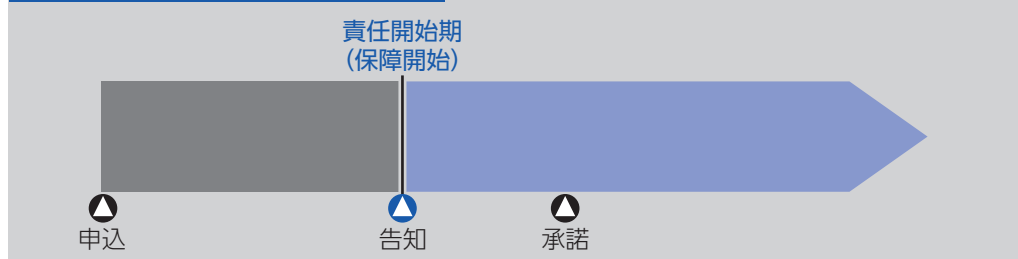
受付時間 月～金曜日 9:00-18:00
土曜日 9:00-17:00
(祝日・年末年始を除く)

- * プライバシー保護のため、お問い合わせは必ず被保険者ご本人さまからお願いいたします。
- * 告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

8 ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約を引き受けることを承諾した場合には、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時からご契約上の保障が開始されます。

責任開始期(保障開始)の例



- 特別条件付のご契約については、特別条件の取り扱いを記載した承諾書に署名いただいた場合(契約者が法人の場合は署名・法人登録印を押印いただいた場合)に、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時から保障が開始されます。
- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など**^①で、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただけないときは、当社は申し込みを承諾しません。
- ご契約の申し込みを承諾した場合には、当社は「保険証券」を送付し、これを承諾の通知とします。

①団体を通じての払い込みの場合など

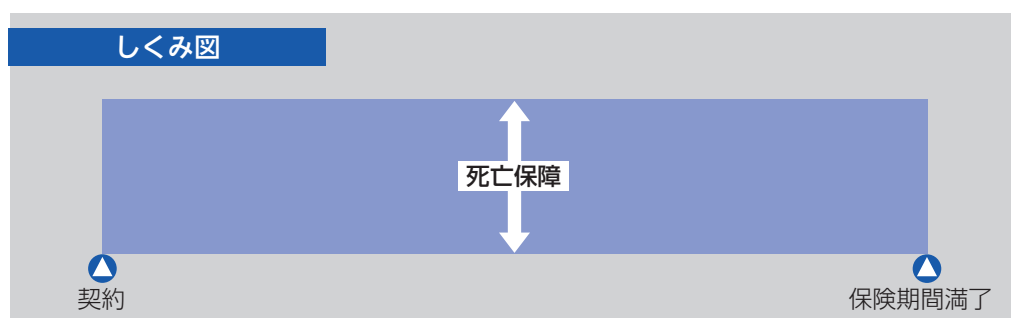
- ・団体を通じての払い込み
- ・送金による払い込み
- ・保険料の一部前払
- ・保険料の一括払
- ・保険料の前納をいいます。

Ⅱ．各種保険の保障内容

1 定期保険(2018)

1. しくみ

- この保険は、被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。



- この保険では、被保険者が死亡されたときまでの経過年数により、死亡保険金の額が保険料の累計額を下回る場合があります。
- この保険には、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。
- この保険は、契約の更新を取り扱いません。

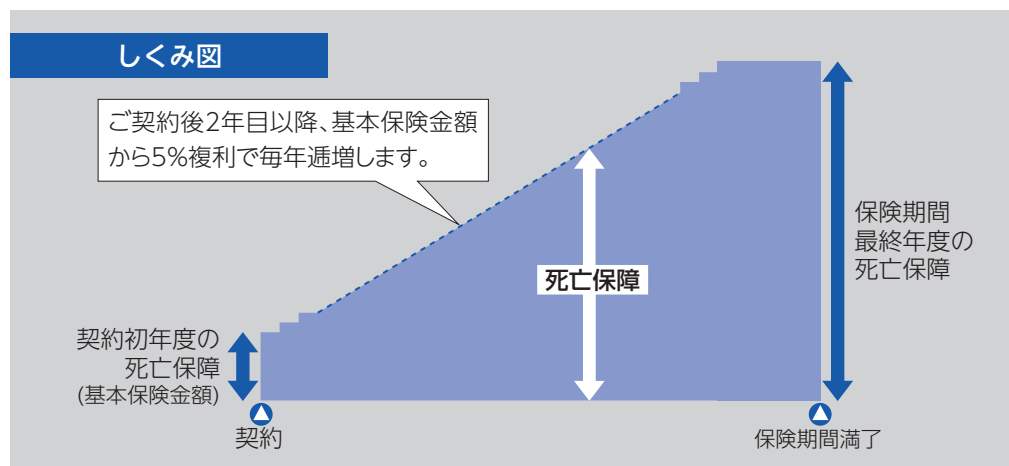
2. お支払いする場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	保険金額	死亡保険金受取人

2 逓増定期保険(2018)

1. しくみ

- この保険は、被保険者が死亡されたときに死亡保険金をお支払いします。死亡保険金の額は、毎年逓増します。
- 保険金額が保険期間中に基本保険金額の5倍に達した場合、以降は保険期間満了まで保険金額は逓増せず、一定となります。



- この保険では、被保険者が死亡されたときまでの経過年数により、死亡保険金の額が保険料の累計額を下回る場合があります。
- この保険には、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。
- この保険は、契約の更新を取り扱いません。

2. お支払いする場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡された時における保険金額(※1)	死亡保険金受取人

(※1) 保険金額は、ご契約時にご指定いただく基本保険金額から、基本保険金額の5倍を限度に、5%複利で毎年逓増します。

3 保険料払込免除特約(2018)

1. しくみ

- 被保険者が所定のがんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき、身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から3級までの障害に該当し身体障害者手帳を交付されたとき、所定の要介護状態になられたときに、以後の保険料の払い込みを免除します。

2. 保険料の払い込みを免除する場合

保険料の払い込みを免除する場合		
右記の疾病による所定の状態になられたとき	悪性新生物 (がん)	被保険者が責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に生まれて初めて 悪性新生物^① と診断確定(※1)されたとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物については、保険料の払い込みを免除しません。
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につきのいずれかの状態に該当されたとき (1) 急性心筋梗塞^② を発病し、その疾病の初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(※2)が継続したと医師によって診断されたとき (2) 急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、 病院または診療所^③ において手術(※3)を受けたとき
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、主契約の保険料払込期間中につきのいずれかの状態に該当されたとき (1) 脳卒中^④ を発病し、その疾病の初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2) 脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術(※3)を受けたとき
所定の身体障害状態 になられたとき		被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主契約の保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(身体障害者障害程度等級表といいます)に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当され、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳を交付されたとき(※4)
所定の要介護状態 になられたとき		被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主契約の保険料払込期間中につきのいずれかの要介護状態に該当されたとき (1) 公的介護保険制度^⑤ における 要介護2以上の状態^⑥ に該当され、 要介護認定^⑦ において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき(※5) (2) 当社所定の状態^⑧ に該当され、その状態が、該当された日からその日を含めて180日間継続したとき(※6)

約款参照

①悪性新生物

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表2 対象となる悪性新生物」

約款参照

②急性心筋梗塞

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表3 対象となる急性心筋梗塞」

約款参照

③病院または診療所

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表5 病院または診療所」

約款参照

④脳卒中

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表4 対象となる脳卒中」

約款参照

⑤公的介護保険制度

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表9 公的介護保険制度」

約款参照

⑥要介護2以上の状態

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表10 要介護2以上の状態」

約款参照

⑦要介護認定

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表11 要介護認定」

約款参照

⑧当社所定の状態

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表12 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態」



- がんと診断確定された時期がこの特約の責任開始期前または責任開始期の属する日から90日以内の場合には、保険料の払い込みを免除しません。(※1)
- 上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、保険料の払い込みを免除しません。
- 保険料の払い込みの免除対象の急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、保険料の払い込みを免除しません。
- 法令などの改正または医療技術の変化が保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約を付加した場合に使用する保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。
- 保険料の払い込みが免除された場合、保険金額の減額などの契約内容の変更や保障内容を見直す諸制度などは取り扱いできません。

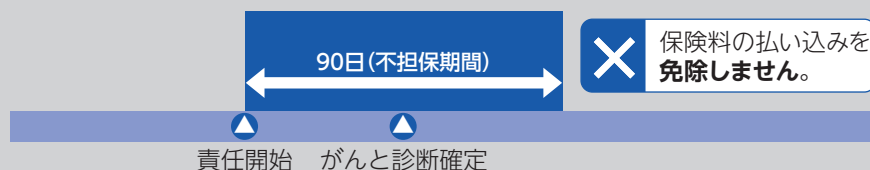
- (※1) ●「診断確定」とは、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたことをいいます。病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- がんと診断確定されても保険料の払い込みを免除しない場合には、つぎのとおり取り扱います。

①責任開始期前にがんと診断確定されていた場合



- 契約者および被保険者がこの特約の締結または復活の際、責任開始期前にがんと診断確定されていた事実を知らなかった場合で、所定の期間内に契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、この特約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料から、この特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額を契約者に払い戻します。

②責任開始の日から90日以内(不担保期間)にがんと診断確定された場合



- 所定の期間内に契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、この特約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料から、この特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額を契約者に払い戻します。
- 不担保期間が経過した後、新たにがんと診断確定された場合は、保険料の払い込みを免除します。ただし、新たに診断確定されたがんが、不担保期間中に診断確定されたがんと因果関係のない場合に限りです。

- (※2) ●「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。

- (※3) ●「手術」とは、**公的医療保険制度^①**における**医科診療報酬点数表^②**に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または**先進医療^③**に該当する診療行為(診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます)をいいます。なお、保険料の払い込みの免除対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関などによっては、保険料の払い込みを免除できないことがあります。^④

約款参照

①公的医療保険制度

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表6 公的医療保険制度」

②医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。

約款参照

③先進医療

保険料払込免除特約条項
(2018)「別表8 先進医療」

- ④先進医療の最新の内容は、当社ホームページでご覧いただけます。

- (※4)●身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(複数障害といいます)につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当したときについても、保険料の払い込みを免除します。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める4級の障害に2つ該当した場合、3級の身体障害者手帳が交付されることがあります。^①

- (※5)●公的介護保険制度の被保険者は満40歳以上の方となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。^①

- 公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。^①

- (※6)●つぎの当社所定の状態の例における「Ⅰ」と「Ⅱ」の双方に該当する要介護状態が180日間継続した場合に保険料の払い込みを免除します。

■当社所定の状態の例

Ⅰ つぎの①～③のうちいずれかに該当すること

①ベッド柵等に
つかまらなくては
寝返りができない



②補助用具等を用いなければ
歩行ができない



③器質性認知症を
原因とした、
見当識障害と、
所定の問題行動が
5つ以上ある



Ⅱ つぎの①～④のうち2項目に該当し、かつ、うち1項目はアの「全面的な介護を要する」状態にあること

①入浴
ア:全面的な
介護を
要する
イ:部分的な
介護を
要する



②排泄
ア:全面的な
介護を
要する



③清潔・整容
ア:全面的な
介護を
要する
イ:部分的な
介護を
要する



④衣服の着脱
ア:全面的な
介護を
要する
イ:部分的な
介護を
要する



①2020年1月時点の取り扱いです。

4 リビング・ニーズ特約(2018)

1. しくみ

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金のお支払いに代えて、特定状態保険金をお支払いします。



- この特約には、解約返還金はありません。
- この特約の付加は、リビング・ニーズ特約を含めて、被保険者お1人につき1契約に限ります。

2. お支払いする場合

お支払いする保険金	お支払いする場合	支払額	受取人
特定状態保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額(※1)から、特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者 ^①



- 医師により被保険者の余命が6か月以内と診断された場合でも、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、特定状態保険金をお支払いしません(「余命が6か月以内」の判断は、医療機関の診断書や請求書類等の内容または当社が確認を行った結果にもとづいて、当社が行います)。
- 特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了日の直前1年以内となる場合については、特定状態保険金の支払対象とはなりません。
- 特定状態保険金をお支払いする前に、死亡保険金の請求を受けたときは、特定状態保険金はお支払いしません。
- 特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅したものとみなします。
- 特定状態保険金のお支払い後、6か月以内に被保険者が死亡した場合でも、指定保険金額から差し引いた利息および保険料に相当する額は返金いたしません。

(※1)「指定保険金額」とは、保険金額^②の範囲内で請求時にご指定いただいた金額をいいます。ただし、3,000万円を限度とします。

^① 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人が契約者である場合には、契約者とします。

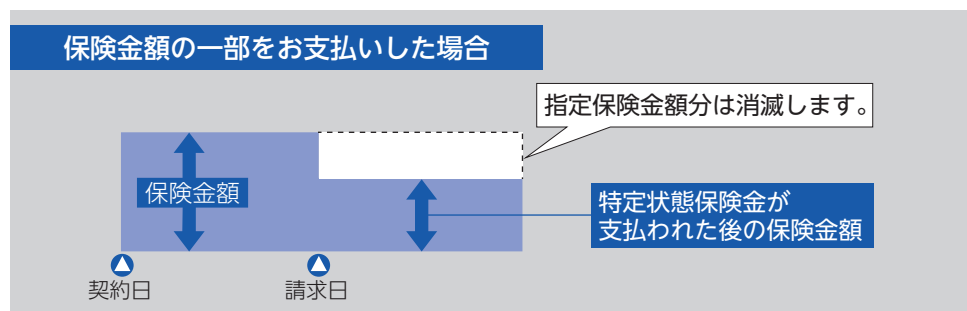
^② 通増定期保険(2018)の場合は、特定状態保険金の請求日における保険金額のうちから指定した金額とします。

■特定状態保険金のお支払い後の取り扱い

- 保険金額の全部を指定してお支払いした場合は、ご契約は請求日にさかのぼって消滅します。
- 保険金額の一部を指定してお支払いした場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 保険金額のうち、指定保険金額分は請求日にさかのぼって消滅し、残りの保険金額分が継続します。
- 継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただきます。

■しくみ図



Ⅲ．保険金などのお支払い

1 保険金などの請求方法

保険金などの支払事由に該当された場合、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 請求手続きについて

- どのような場合に保険金などが支払われるかについては、「Ⅱ．各種保険の保障内容」をご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金などをお支払いしますので、ご請求ください。
- 保険金などの請求には時効があります。死亡保険金、解約返還金、保険料払込の免除などの請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。
- 請求手続きについては、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

■ 保険金などの支払時期

保険金などは**請求書類が当社に到着した日^①**の翌日からその日を含めて5**営業日^②**以内にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、つぎのとおりとします。

保険金などをお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
① 保険金などをお支払いするための確認が必要な場合	● 保険金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 保険金などの免責事由に該当する可能性がある場合 ● 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ● 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内 ^③
② 上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	● 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 ● 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内 ^③

① 請求書類が当社に到着した日

完備された請求書類が当社に到着した日をいい、営業日でない場合は翌営業日となります。

② 営業日

以下の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

- ③ 契約者、被保険者または死亡保険金受取人などが、正当な理由がなく確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

■保険金などの請求訴訟

保険金などの請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。



- 重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。
- 保険金の請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約の請求内容などについて確認させていただく場合があります。

2. 代理請求制度

被保険者が受取人となる保険金などを請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が被保険者に代わって保険金などを請求することができる制度です。

①代理請求できる場合

- 契約者は被保険者の同意を得て指定代理請求特約を付加し、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。
- たとえば、つぎのような特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

- 被保険者ご本人が、疾病または傷害により保険金などの請求を行う意思表示ができないとき
- 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険料払込の免除などを請求できないとき
- 被保険者ご本人が、余命6か月以内と知らされていないため、保険金などを請求できないとき



- 死亡保険金受取人が法人である場合には、保険金などの代理請求はできません。

②代理請求の対象となる保険金など

- この制度の対象となる保険金などの種類はつぎのとおりです。

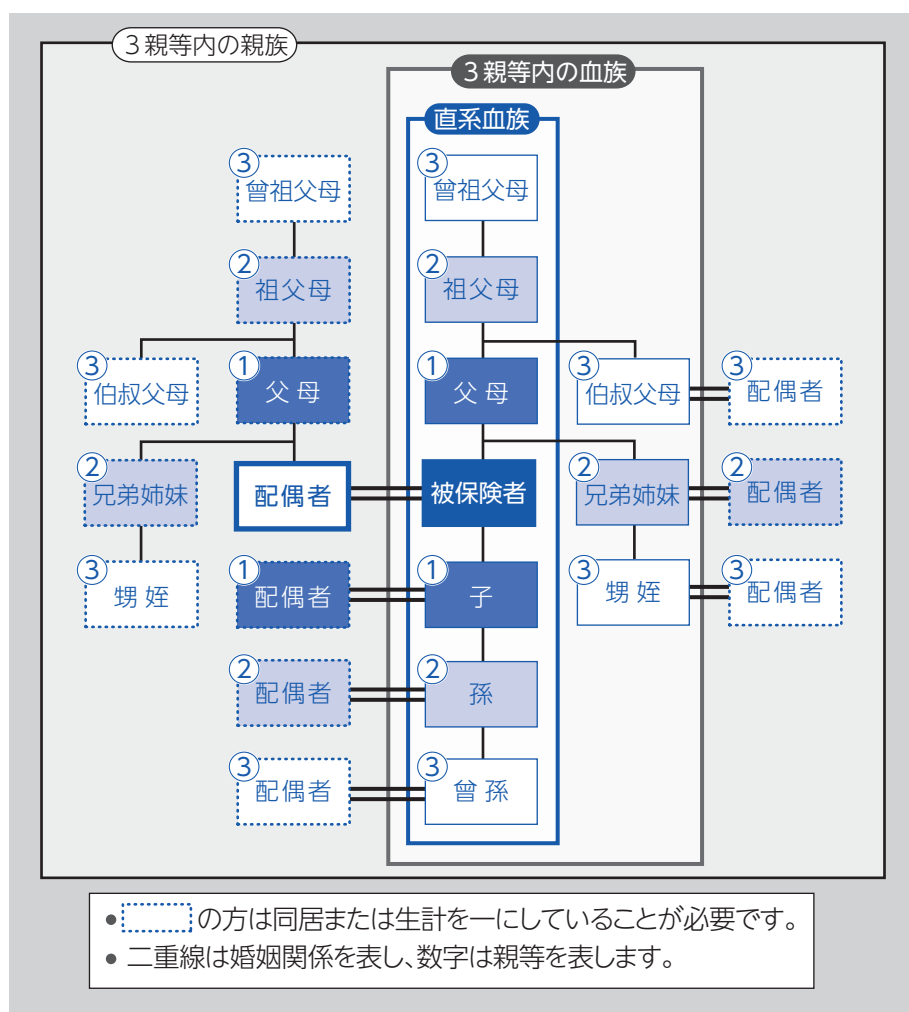
保険種類	代理請求の対象となる保険金などの種類
定期保険(2018)	契約者配当金(被保険者と契約者が同一人である場合)
逓増定期保険(2018)	契約者配当金(被保険者と契約者が同一人である場合)
保険料払込免除特約(2018)	保険料払込の免除(被保険者と契約者が同一人である場合)
リビング・ニーズ特約(2018)	特定状態保険金

③代理請求できる方

- 保険金などを代理請求できる方は、つぎのとおりです。

- 契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族(※1)
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(※1)
 - (4) (3) 以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4) または(5) と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- 上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人(※2)。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当する必要があります。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族(※1)
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方

(※ 1) ●直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族について



(※ 2) ●該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

- 死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となった方を除きます。



- 故意に保険金などの支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を保険金などの請求ができない状態に該当させた方は指定代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金などがあっても、変更を行う前の指定代理請求人または死亡保険金受取人による保険金などの代理請求は取り扱いません。
- 指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その支払後保険金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 指定代理請求人に保険金などをお支払いした後、契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 指定代理請求人から保険金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、指定代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。
- 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

2 保険金などをお支払いできない場合

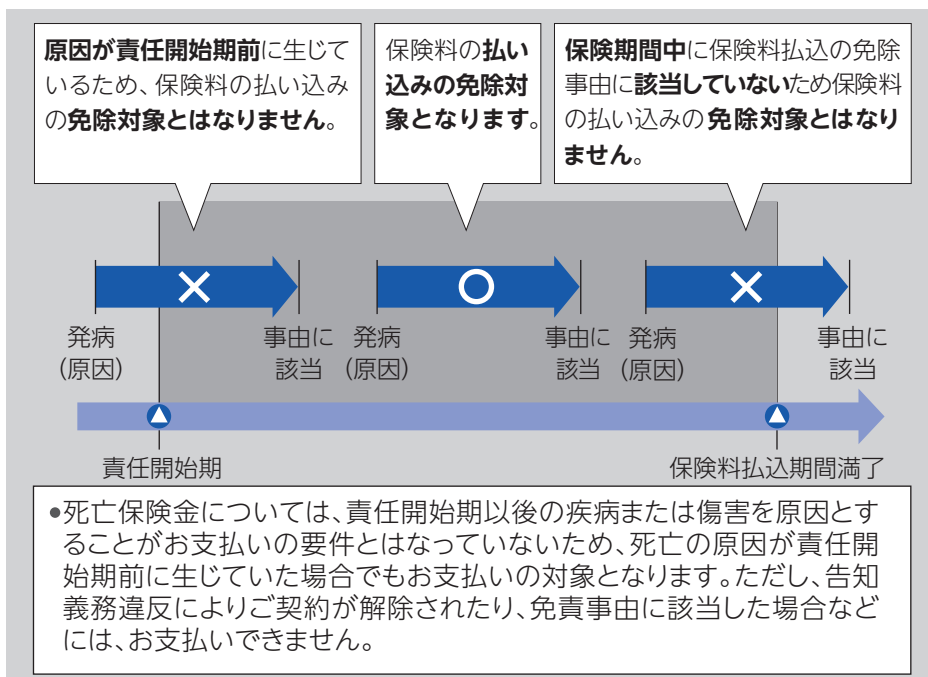
保険金をお支払いできない場合、保険料の払い込みを免除できない場合があります。保険金をお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1. 保険料払込の免除事由に該当しない場合の例 (責任開始期前の疾病・傷害を原因とする場合)

- 保険料の払い込みの免除については、その要件を「**保険料払込の免除事由^①**」として約款に定めています。したがって、その要件である「保険料払込の免除事由」に該当しない場合には、保険料の払い込みの免除はできません。
- 保険料の払い込みの免除は、その原因となる疾病または傷害がご契約の**責任開始期^②**（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます）以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期前にすでに発病していた疾病（*）または発生していた傷害を原因とする場合には、保険料の払い込みの免除はできません。

（*）「責任開始期前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます）について、責任開始期前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



- 責任開始期前に発病していた疾病を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして保険料の払い込みを免除します。

①保険料払込の免除事由
「Ⅱ. 各種保険の保障内容」をご参照ください。

②責任開始期
「Ⅰ. ご契約に際して」**⑧** ご契約の成立と保障の責任開始期」をご参照ください。

2. 免責事由に該当する場合

- 支払事由や保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、保険金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

保険金・保険料払込の免除	免責事由
死亡保険金	● ご契約の責任開始期（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺（※1） ● 契約者または死亡保険金受取人の故意（※2） ● 戦争その他の変乱（※3）
保険料払込の免除 （※4）（※5）	● 契約者または被保険者の故意または重大な過失 ● 被保険者の犯罪行為 ● 被保険者の精神障害を原因とする事故 ● 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ● 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ● 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ● 被保険者の薬物依存（※6） ● 地震、噴火または津波（※3） ● 戦争その他の変乱（※3）
特定状態保険金	● 契約者または被保険者の故意（※2） ● 戦争その他の変乱（※3）

（※1）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

（※2）一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

（※3）該当する被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その影響の程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

（※4）複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が免除事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、保険料の払い込みを免除します。

（※5）所定のがんと診断確定された場合および急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当された場合、免責事由は適用しません。

（※6）「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コード F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 告知義務違反による解除の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、故意または重大な過失によって事実を告知^①しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反^①によりご契約(特約)が解除された場合は、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由や保険料払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。

①告知

告知義務違反

「Ⅰ. ご契約に際して 告知義務」をご参照ください。

4. 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約(特約)が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでにその支払事由により保険金をお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
 - 契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - 契約者または被保険者がこのご契約の保険料の払い込みを免除させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - このご契約の死亡保険金(保険料の払い込みの免除を含みます)の請求に関して死亡保険金受取人(保険料の払い込みの免除の請求については契約者)に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等(※2)(この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の死亡保険金の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき保険金などをお支払いしません)
 - このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
 - 当社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
- (※1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
- (※2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められること、契約者または死亡保険金受取人が法人である場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められることをいいます。

5. 詐欺による取消の場合

- ご契約(特約)の締結または復活に際して、契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約(特約)が取消となった場合は、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の保険金などの請求の状況などから、契約者が保険金などを不法に取得する目的または第三者に保険金などを不法に取得させる目的で、ご契約の締結または復活されたものと認められるために、ご契約(特約)が無効となった場合は、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

Ⅳ．保険料について

1 充実割

- 所定の条件を満たすご契約について、保険金額をもとに判定された割引ランクに応じて保険料率を割り引く制度です。
- 充実割の適用有無および適用される割引ランクは、つぎのご契約ごとの割引判定ポイント（充実割の判定のために保険金額などを換算したもの）にて判定します。

<定期保険（2018）の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上、5,000ポイント以上、10,000ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。

<遡増定期保険（2018）の場合>

- 割引判定ポイントが2,500ポイント以上の場合には充実割が適用され、3,500ポイント以上の場合にはさらに保険料率が割り引かれます。



- 割引判定ポイントはご契約ごとに判定し、他のご契約とは通算しません。
- 契約内容の変更（保険金額の減額や保障内容の変更など）により割引判定ポイントが減少した場合、変更後の割引判定ポイントに応じて保険料を計算し、適用される割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

2 保険料の払い込み

保険料の払込方法(経路)

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

1. 口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください(同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません)。
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しませんので、振替結果につきまして、通帳等でご確認ください。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

2. 団体を通じての払い込み

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々の契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、団体を通じての払込方法の取り扱いができなくなる場合があります。

3. 送金による払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- 払込方法(経路)の変更により、保険料が変更されることがあります。
- 払込方法(経路)の変更を希望される場合または勤務先団体からの脱退などの場合も、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の担当者に直接保険料をお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証(社名・社印が印刷されたもの)をお受け取りください。

保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更を希望される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……………年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

保険料期間

保険料は契約日または毎回の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間といいます)に充当されます。なお、保険料の払込方法(回数)に応じて保険料期間はつぎのとおりです。^①

- 月払……………月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

①第1回保険料の保険料期間については、それぞれの契約日から次の契約応当日の前日までとなります。

保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱い

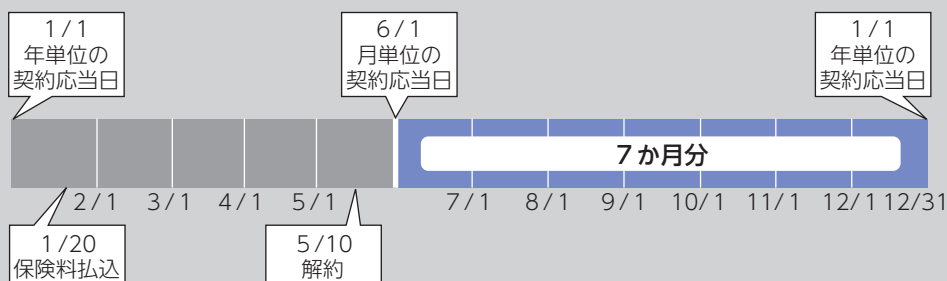
保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料の払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、保険金額の減額、保険金のお支払い、保険料の払い込みの免除などにより、保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を、契約者にお支払いします。なお、保険金をお支払いするときは、保険料の残額に相当する金額の返還金を、その保険金の受取人にお支払いします。
- 保険金額の減額などにより保険料の一部の払い込みを要しなくなった場合は、その払い込みを要しなくなった部分に限ります。

年一括払の例

〈年単位の契約応当日：1/1、年一括払保険料の払い込み：1/20、
ご契約の解約：5/10の場合〉

- 保険料の払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5/10であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6/1となります。
したがって6/1から12/31までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



- 保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

3 保険料をまとめて払い込む方法

余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、月々の保険料負担を軽減することができます。保険料をまとめて払い込む場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。^①

① 2020年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更されることもあります。

1. 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、当月分以後の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金をお支払いするときは、一括払された保険料の残額を、その保険金の受取人に払い戻します。



- 申出による一括払された保険料の残額の払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、一括払された保険料の残額からの貸し付けはできません。

2. 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払い込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料の払い込みに順次あてられます。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、契約者に払い戻します。なお、保険金をお支払いするときは、保険料前納金の残額を、その保険金の受取人に払い戻します。
- 月払・半年一括払のご契約は、払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納の取り扱いをします。



- 申出による保険料前納金の残額の払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、保険料前納金の残額からの貸し付けはできません。
- 前納期間中には払済終身保険への変更などの契約内容の変更を取り扱わない場合があります。

4 払込期月・猶予期間とご契約の効力

保険料は所定の払込期月内にお支払いください。支払いには猶予期間がありますが、猶予期間内に保険料をお支払いいただけない場合、ご契約は無効または失効となります。

- 保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

- 払込期月
 - 第1回保険料……責任開始の日からその翌々月末日まで
 - 第2回以後の保険料……月単位の契約応当日の月の初日から末日まで^①
- 猶予期間
 - 第1回および第2回以後の保険料……払込期月の翌月初日から末日まで^②

■ 月払(口座振替による支払い)の例

第1回保険料の場合

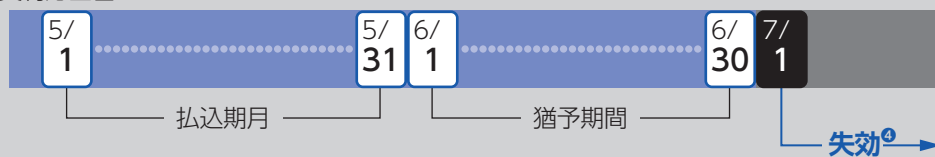
責任開始日 契約日



猶予期間の満了日(6/30)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(6/30)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(7/1)からご契約の効力を失います。

①年一括払・半年一括払について、年・半年単位の契約応当日の月の初日から末日までとなります。

②年一括払・半年一括払について、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までとなります。

③無効

・猶予期間の満了日までには保険金の支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。

・全部見直し制度、一部見直し制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

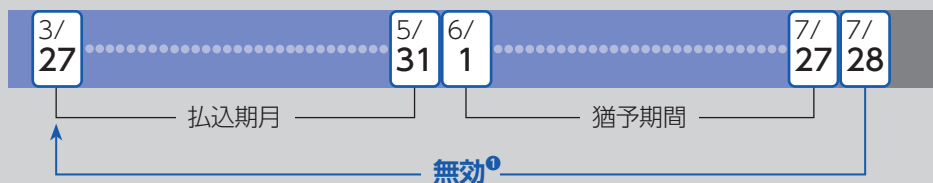
④失効

・失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

■ 年一括払（口座振替による払い込み）の例

第1回保険料の場合

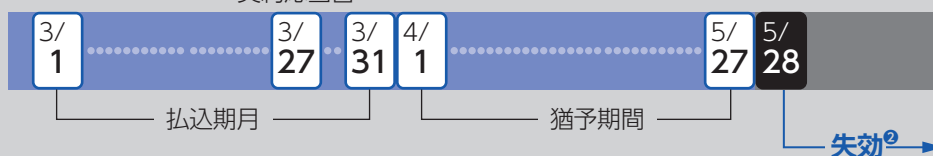
責任開始日 契約日



猶予期間の満了日(7/27)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(5/27)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(5/28)からご契約の効力を失います。

①無効

- ・猶予期間の満了日までには保険金などの支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が保険金などのお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効としません。
- ・全部見直し制度、一部見直し制度、医療保障変更制度、家族内承継制度を利用のご契約については、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料の払い込みがない場合、失効となります。

②失効

- ・失効した場合でご契約に解約返還金があるときには、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができません。

5 失効したご契約の復活

保険料の払い込みがなく失効したご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 必要な手続き

- あらかじめ**告知または診査^①**をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。



- 解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活の取り扱いはできません。

2. 責任開始期

- 申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



- 復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができません。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、保険金のお支払いや保険料の払い込みの免除の取り扱いができません。

①告知または診査

「1. ご契約に際して **7** 告知義務」をご参照ください。

6 払い込みが困難なときの継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。くわしくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額の減額
死亡保障を残しつつ、保険料の払い込みを中止したいとき	払済終身保険への変更

1. 保険金額の減額^①

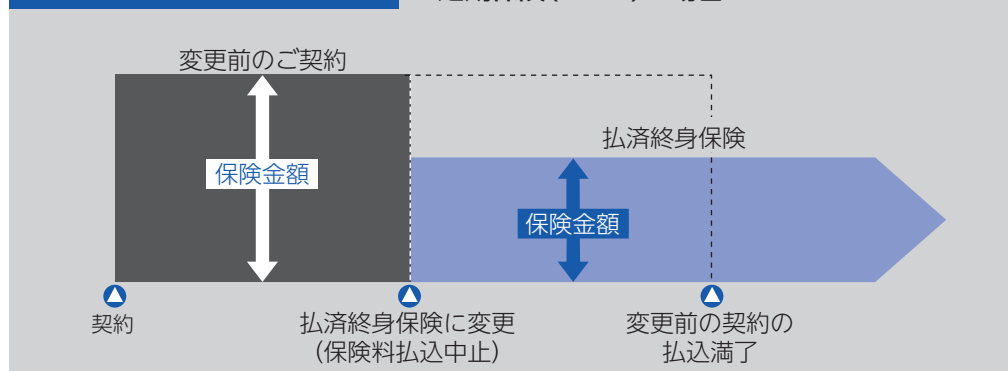
- 保険金額を減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

2. 払済終身保険への変更

- 次回以後の保険料払込を中止し、所定の取扱範囲内で、解約返還金をもとに保険金額を定めた払済終身保険に変更することができます。
- 払済終身保険に変更することにより、死亡保障が終身にわたって継続します。
- 遡増定期保険（2018）を払済終身保険に変更する場合で、払済終身保険の死亡保険金額が、変更前のご契約の死亡保険金の額をこえるときは、払済終身保険の死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更前のご契約の死亡保険金の額と同額となるよう定め、その解約返還金の残額を契約者にお支払いします。

払済終身保険への変更の例

<定期保険（2018）の場合>



①減額

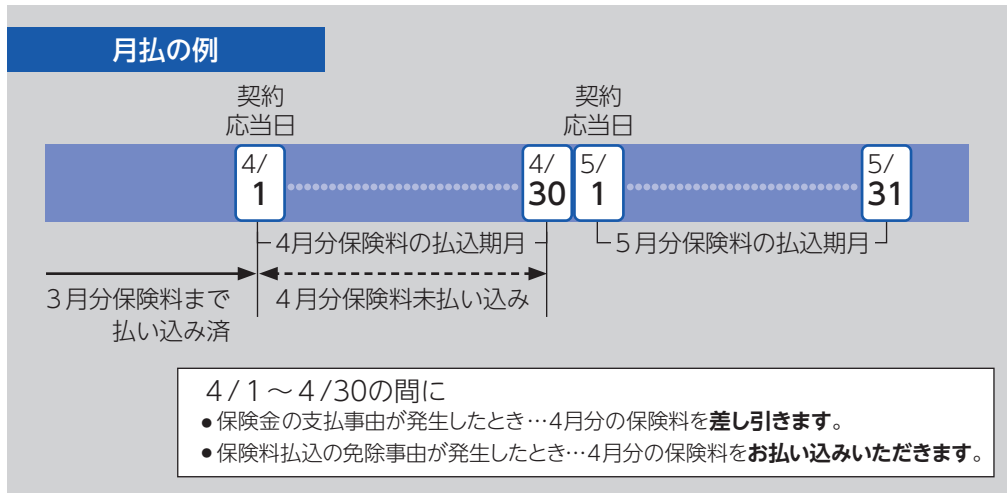
「Ⅴ. ご契約後について
③ 保険金額の減額」を
ご参照ください。

- この制度を利用されるご契約に契約者貸付があるときは、その元利金を解約返還金から差し引き、死亡保険金額を定めます。
- 定期保険（2018）の場合、変更後の予定利率は変更前より下がる場合があります。
- 遡増定期保険（2018）の場合、払済終身保険の死亡保険金額は一定となり、遡増しません。また、変更後の予定利率は変更前より下がります。

7 保険金などのお支払いの際の保険料精算

保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 保険金をお支払いするとき
……未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 保険料の払い込みを免除するとき
……**猶予期間^①**内に未払込保険料をお払い込みいただきます。



①猶予期間

「Ⅳ. 保険料について ④
払込期月・猶予期間とご
契約の効力」をご参照く
ださい。

V. ご契約後について

1 保障内容を見直す諸制度

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。^①利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。^②

1. 全部見直し制度

- 現在のご契約の責任準備金などを新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。保険種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。なお、この制度をご利用いただく際には、あらためて診査(または告知)が必要です。^③健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

2. 一部見直し制度

- 現在のご契約の一部の責任準備金などを新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。必要な保障は継続しつつ、保険種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。なお、この制度をご利用いただく際には、あらためて診査(または告知)が必要です。^③健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

3. 家族内承継制度

- 現在のご契約の全部または一部の責任準備金などを、ご家族を被保険者とする新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。現在の契約内容を見直して、新たに加入されるご家族のご契約に承継することができます。なお、この制度をご利用いただく際には、診査(または告知)が必要です。^③新しい被保険者の健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 現在のご契約の契約者が法人の場合には、この制度をご利用いただけません。

①新しいご契約の保険料は、保障内容を見直す諸制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。

②2020年3月時点の取り扱いであり、将来的に変更されることもあります。加入後、保障内容の見直しを検討される場合は、その時点での最新の制度をご案内しますので、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

③保障内容見直し後の保険種類によっては不要の場合があります。

2 解約と解約返還金

ご契約(特約)の解約はいつでもできます。ご契約(特約)を解約された場合に解約返還金があればお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときには解約返還金がない場合があります。

1. 解約の取り扱い

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約(特約)は消滅し、以後の保障はなくなります。



- 現在加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約の取り扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 解約後に新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによっては引き受けできない場合もあります。
- 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に**ご契約を有効に継続させる制度^①**があります。

2. 解約返還金^②

- 解約返還金の額は、保険種類・年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。また、解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額になります。
- 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

3. 被保険者による契約者への解除の請求

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 契約者または死亡保険金受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 死亡保険金受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 上記のほか、被保険者の契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

①ご契約を有効に継続させる制度

「Ⅳ. 保険料について ⑥ 払い込みが困難なときの継続方法」をご参照ください。

- ②次の制度を利用後にご契約を解約された場合、充当価格からの返還金があれば、その金額を払い戻します。

- ・全部見直し制度
- ・一部見直し制度
- ・家族内承継制度

4. 債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

- 差押債権者、破産管財人等（債権者等といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす死亡保険金受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

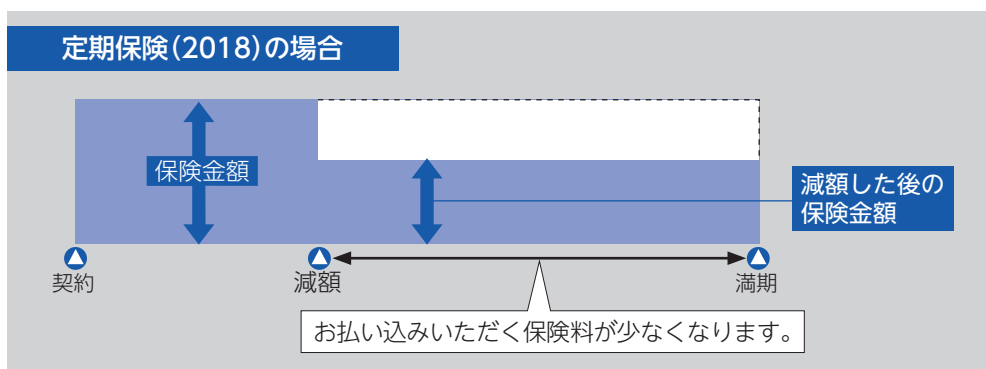
- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

3 保険金額の減額

ご契約後に所定の取扱範囲内で保険金額を減額することができます。

- 減額分は解約したものとして取り扱います。

■減額の例



- 減額後に元のご契約に戻す（復旧する）取り扱いはできません。
- 充実割が適用されている場合、その割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

4 契約者貸付制度

一時的に資金がご入用のときに、所定の取扱範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、契約内容、契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

1. 貸付金の限度額

- 貸付金の限度額は、つぎのいずれか小さい金額の一定範囲となります。

- 貸付時の解約返還金
- 貸付時の3年経過時の解約返還金

2. 貸付金の利息^①

- 貸付金の利息は、当社所定の貸付利率により複利で計算します。

3. 貸付金の返済および精算

- 全額返済のほか、貸付元利金の一部を返済いただくこともできます。
- 保険金などをお支払いする場合、ご契約の消滅や契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利金が差し引かれて精算されます。



- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金などの額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的な返済をおすすめします。

① 貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。適用される利率は当社ホームページをご覧ください。

5 契約者・死亡保険金受取人の変更

契約者、死亡保険金受取人はつぎの取り扱いで変更できます。変更されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 契約者の変更

- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、契約者を変更することができます。
- 契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など）はすべて新たな契約者に引き継がれます。

2. 死亡保険金受取人の変更

- 契約者は、被保険者が死亡されるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へ通知ください。
- 契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、すみやかに契約者の相続人から当社へ通知ください。なお、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、新しい死亡保険金受取人に変更する手続きが必要です。
- 被保険者が死亡される以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

■ 死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例

契約者・被保険者 死亡保険金受取人

A (夫) B (妻)

C (子) D (子)

契約者・被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	Bさん

Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさんが死亡（死亡保険金の支払事由が発生）した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。（Aさんの死亡時の法定相続人がCさんとDさんのみの場合）



- 当社が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から請求を受けても、当社は重複してはお支払いしません。
- 死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、契約形態、親族構成、死亡された順序などにより決まります。くわしくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

3. 死亡保険金の税法上の取り扱い

- 生命保険金は、契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって**税法上の取り扱い^①**が異なります。契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分確認のうえご請求ください。

①税法上の取り扱い

「V. ご契約後について

⑨ 死亡保険金の税法上の取り扱い」をご参照ください。

6 住所などの変更

転居などによって、当社に登録している住所などの情報を変更されるとき、また契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- 住所変更の連絡がない場合、当社に登録している住所に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、契約者に到達したものとします。

7 契約者配当金

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から割り当てられます。

- 契約者配当金は、当社所定の利率^②による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または契約者から請求があったときに、契約者にお支払いします。なお、保険金などをお支払いするときはその保険金などの受取人に、契約者配当金をお支払いします。
- 加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。

② 金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページをご覧ください。



- 毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

8 生命保険料控除

契約者が個人の場合、当年中(1月から12月まで)の払込保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。^①

① 2020年1月時点の取り扱いです。

1. 所得控除の取り扱い

- 受取人すべてが、保険料の払い込みをする方またはその配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金(その年に新たに積み立てられた配当金を含みます)を差し引いたものです。^②
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社から送付します。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

② 次の制度を利用された場合の充当価格の一部についても、控除の対象となります。

- ・ 全部見直し制度
- ・ 一部見直し制度
- ・ 家族内承継制度

2. 所得税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3. 住民税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円



- 2012年1月1日より前に入会のご契約については取り扱いが異なります。
- 税務の取り扱いについては、**2020年1月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

9 死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金を受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係で異なります。^①

1. 死亡保険金の受け取り時の課税取り扱い

- 契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

■ 課税の取り扱い

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	 夫	 妻	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	 妻	夫	所得税（一時所得）
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	 妻	子	贈与税

2. 死亡保険金の非課税扱い

- 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。^②



- 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- 税務の取り扱いについては、**2020年1月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

①・2020年1月時点の取り扱いです。

・契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。

②ご契約が2件以上の場合は合算して適用します。

10 保険証券の紛失または盗難の場合

保険証券を紛失された場合や盗難に遭われた場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。手続きに必要な書類などについてご案内します。

Ⅵ．会社・制度のご案内

1 当社の組織形態

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 個人情報の取り扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、[当社ホームページ\(https://www.dai-ichi-life.co.jp/\)](https://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。

3 本人特定事項等の確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

4 米国法「FATCA」

当社は、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報等の報告を行っております。なお、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

くわしくは、[当社ホームページ](https://www.dai-ichi-life.co.jp/)（<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>）でご確認ください。

5 居住地国（納税義務国）等の届出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまには居住地国（納税義務国）等を届け出ていただく義務があります。当社は、その届出の内容にもとづき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報等の報告を行うことがあります。報告した契約情報等は、租税条約等の情報交換規定にもとづき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、居住地国に異動があった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

6 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまの契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）の引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等の申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等を引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申し込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等の引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびに引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等の引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにご照会ください。

つぎの事項が登録されます。

- ①契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日および復活日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ** (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

7 支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)の請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにご照会ください。

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ**(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

8 保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社(当社は会員として加入しています)が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

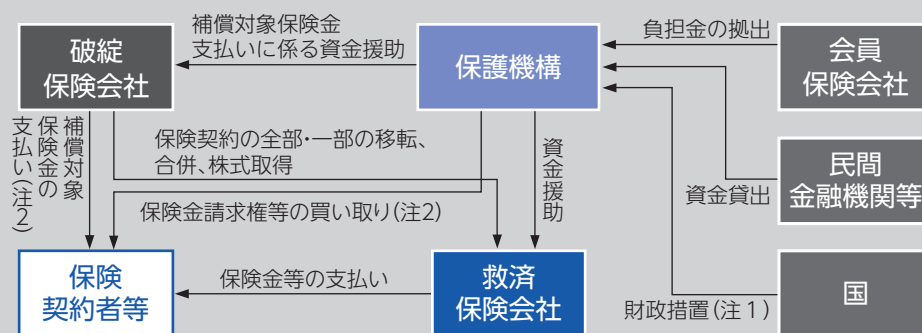
(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)をこえていた契約を指します(※2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 \div 2\}$

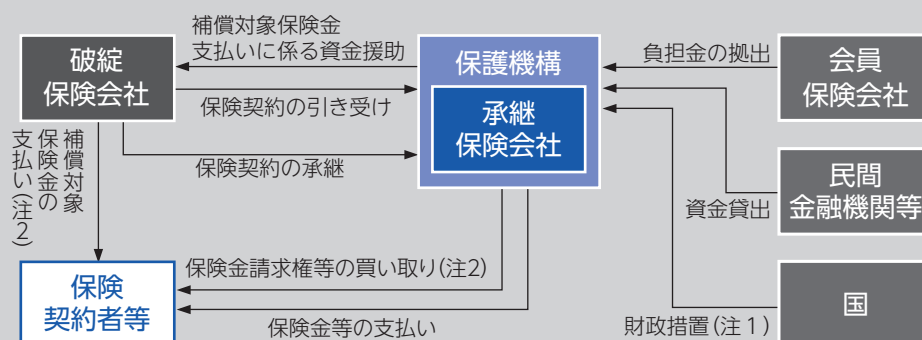
- (※ 1) 基準利率は、生保各社の過去 5 年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (※ 2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※ 3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- (※ 4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

しくみの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、
普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成	約款- 2
定期保険 (2018)	約款- 3
逓増定期保険 (2018)	約款-17
保険料払込免除特約 (2018)	約款-31
リビング・ニーズ特約 (2018)	約款-43
指定代理請求特約	約款-48
保障見直し特約 (2018)	約款-54
家族内保障承継特約 (2018)	約款-63
団体年払・半年払取扱特約	約款-66
準団体年払・半年払取扱特約	約款-67
団体月払取扱特約	約款-68
準団体月払取扱特約	約款-70
保険料口座振替特約	約款-72

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「定期保険（2018）普通保険約款」の第8条の場合

第8条

第8条（保険料の払込方法（経路））

第1項

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第1号

(1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

第2号

(2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

第3号

(3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

第4号

(4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第2項

2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

第3項

3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 死亡保険金の支払

- 第2条 死亡保険金の支払
- 第3条 死亡保険金の支払に関する補則
- 第4条 死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第5条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 当会社の責任開始期

第6条 当会社の責任開始期

4. 保険料の払込

- 第7条 保険料の払込
- 第8条 保険料の払込方法（経路）
- 第9条 年一括払保険料の前納
- 第10条 月払保険料の一括払

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第11条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

6. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

7. 保険契約の無効および取消

- 第13条 死亡保険金不法取得目的による無効
- 第14条 詐欺による取消

8. 告知義務および保険契約の解除

- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 保険契約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除

9. 解約および解約返還金

- 第19条 解約および解約返還金
- 第20条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

10. 契約内容の変更

- 第21条 保険金額の減額
- 第22条 払済終身保険への変更

11. 契約者貸付

第23条 契約者貸付

12. 保険契約者

- 第24条 保険契約者の代表者
- 第25条 保険契約者の変更
- 第26条 保険契約者の住所の変更

13. 死亡保険金受取人

- 第27条 死亡保険金受取人の代表者
- 第28条 死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱
- 第29条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更
- 第30条 遺言による死亡保険金受取人の変更

14. 年齢の計算その他の取扱

- 第31条 年齢の計算
- 第32条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

15. 契約者配当金の割当および支払

- 第33条 契約者配当金の割当
- 第34条 契約者配当金の支払

16. 時効

第35条 時効

17. 管轄裁判所

第36条 管轄裁判所

18. 契約内容の登録

第37条 契約内容の登録

19. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第38条 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

20. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第39条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

21. 特別条件を付けた場合の特則

第40条 特別条件を付けた場合の特則

定期保険（2018）普通保険約款

（2020年4月2日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、一定期間の保険期間中に、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

2. 死亡保険金の支払

第2条（死亡保険金の支払）

この保険契約において支払う死亡保険金はつぎのとおりです。

	死亡保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

第3条（死亡保険金の支払に関する補則）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金を支払うときに、契約者貸付があるときは、当会社は、死亡保険金（第7条（保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。

第4条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

- つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
 - 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
- 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第5条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
- 死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。
- 本条の規定により死亡保険金の請求を受けた場合、死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内

に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、死亡保険金受取人の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限りです。）に払い込む方法により支払います。

4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 - 第2条（死亡保険金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
 - 死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
 - 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (イ) 第2号および第3号に定める事項
 - (ロ) 第18条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ハ) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
 - (ニ) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、死亡保険金を請求した者にその旨を通知します。
8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

3. 当会社の責任開始期

第6条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

4. 保険料の払込

第7条（保険料の払込）

1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第8条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
 - 責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。
- (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅
 - (2) 保険金額の減額
 - (3) 保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きします。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
- (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅。ただし、第4条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第2項、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）または第14条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第8条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限り、）
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなく

なった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。

第10条 (月払保険料の一括払)

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。
2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第11条 (保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法 (回数)	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで)
年一括払	

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当会社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。
3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回保険料の場合
保険契約を無効とします。ただし、第7条(保険料の払込)第4項および第5項ならびに本条第4項および第5項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに死亡保険金の支払事由が生じ死亡保険金を支払う場合、または保険料払込の免除事由が生じ保険料払込を免除する場合を除きます。
 - (2) 第2回以後の保険料の場合
保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
4. 猶予期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きします。
5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約の復活

第12条 (保険契約の復活)

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料(第23条(契約者貸付)第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。)を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める未払込保険料を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

7. 保険契約の無効および取消

第13条 (死亡保険金不法取得目的による無効)

保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第14条 (詐欺による取消)

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および保険契約の解除

第15条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、死亡保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第16条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第16条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、死亡保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第18条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金（保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）の請求に関し、死亡保険金受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
- (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

9. 解約および解約返還金

第19条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。この場合、当社が認めたときは、保険契約者の口座（当社の指定した金融機関等の口座に限りです。）に払い込む方法により支払います。

第20条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎのすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当社が死亡保険金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当社は、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当社は、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。

10. 契約内容の変更

第21条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、当社の定める取扱にもとづき、保険金額を減額することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当社は、保険金額の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の保険金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
3. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
5. 保険金額の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

第22条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに保険金額を定めた終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済終身保険の保険金額が当社所定の金額に満たないとき

- (2) 保険金額削減支払法または特別保険料領収法の特別条件が付けられたとき。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済終身保険への変更を取り扱います。
- (3) 保険料の払込が免除されたとき
3. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表 1）を提出してください。

11. 契約者貸付

第23条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表 1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

12. 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表 1）を提出してください。

第26条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 死亡保険金受取人

第27条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

第28条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱）

1. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第29条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第30条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 第29条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

14. 年齢の計算その他の取扱

第31条（年齢の計算）

1. 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第32条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約または付加された特約を取り消すことができるものとし、その他のときは当会社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

15. 契約者配当金の割当および支払

第33条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する保険契約。ただし、年単位の契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第34条（契約者配当金の支払）

1. 第33条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
 - (1) 第33条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日の満了時に保険契約が有効である場合（保険料払込中の保険契約においては、その年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (2) 第33条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
2. 第33条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
3. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第5条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

16. 時効

第35条（時効）

死亡保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

17. 管轄裁判所

第36条（管轄裁判所）

- この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
- この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

18. 契約内容の登録

第37条（契約内容の登録）

- 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - 死亡保険金の金額
 - 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。）
 - 当会社名
- 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

19. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第38条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

- 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
- 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱いします。
 - つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約（2018）の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - 保険金が支払われるとき
 - 被保険者が死亡したとき
 - 保険料の払込が免除されたとき
 - つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。

- (ア) 保険契約が効力を失ったとき
- (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
- (ウ) 払済終身保険に変更するとき
- (3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。
- (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
 - (ウ) 付加された保険料払込免除特約（2018）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（(I)の場合を除きます。）
 - (I) 保険料払込免除特約条項（2018）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2018）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
- (5) 第23条（契約者貸付）の規定を適用する場合には、第23条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
- 3. 充当価格のある保険契約について、第23条の規定を適用する場合には、第23条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
- 5. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

20. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第39条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- 1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎのいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時
 - (2) 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - (1) 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 3. 保険契約に特約を中途付加する場合等、当会社所定の金額の払込を要する変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項および第2項の規定を準用します。

21. 特別条件を付けた場合の特則

第40条（特別条件を付けた場合の特則）

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎのいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金の支払額として第2条（死亡保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表2）による場合には、保険金額と同額を死亡保険金の支払額として第2条の規定を適用します。

死亡日の属する保険年度	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

普通保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。

別表 1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求

項目	必要書類
死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につぎの書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類	

(2) その他

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券

	項目	必要書類
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○パラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限りです。)	U04

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 死亡保険金の支払

- 第2条 死亡保険金の支払
- 第3条 死亡保険金の支払に関する補則
- 第4条 死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第5条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 当会社の責任開始期

第6条 当会社の責任開始期

4. 保険料の払込

- 第7条 保険料の払込
- 第8条 保険料の払込方法（経路）
- 第9条 年一括払保険料の前納
- 第10条 月払保険料の一括払

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第11条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

6. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

7. 保険契約の無効および取消

- 第13条 死亡保険金不法取得目的による無効
- 第14条 詐欺による取消

8. 告知義務および保険契約の解除

- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 保険契約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除

9. 解約および解約返還金

- 第19条 解約および解約返還金
- 第20条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

10. 契約内容の変更

- 第21条 基本保険金額の減額
- 第22条 払済終身保険への変更

11. 契約者貸付

第23条 契約者貸付

12. 保険契約者

- 第24条 保険契約者の代表者
- 第25条 保険契約者の変更
- 第26条 保険契約者の住所の変更

13. 死亡保険金受取人

- 第27条 死亡保険金受取人の代表者
- 第28条 死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱
- 第29条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更
- 第30条 遺言による死亡保険金受取人の変更

14. 年齢の計算その他の取扱

- 第31条 年齢の計算
- 第32条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

15. 契約者配当金の割当および支払

- 第33条 契約者配当金の割当
- 第34条 契約者配当金の支払

16. 時効

第35条 時効

17. 管轄裁判所

第36条 管轄裁判所

18. 契約内容の登録

第37条 契約内容の登録

19. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第38条 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

20. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第39条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

21. 特別条件を付けた場合の特則

第40条 特別条件を付けた場合の特則

通増定期保険（2018）普通保険約款

（2020年4月2日改正）

（この保険の趣旨）

この保険は、一定期間の保険期間中に、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。死亡保険金の額は、所定の期間、毎年通増します。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
保険年度	契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算したものをいいます。
保険金額	保険契約の締結の際、保険契約者の申出によって定めた基本保険金額（基本保険金額が変更されたときは変更後の金額）に、保険年度に応じた次表の率を乗じて得られる金額をいいます。この場合、その保険金額に100円未満の端数が生じたときは、10円の位を四捨五入して100円単位とします。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

保険年度	基本保険金額に 乗じる率
第1保険年度	1.000
第2保険年度	1.050
第3保険年度	1.103
第4保険年度	1.158
第5保険年度	1.216
第6保険年度	1.276
第7保険年度	1.340
第8保険年度	1.407
第9保険年度	1.477
第10保険年度	1.551
第11保険年度	1.629
第12保険年度	1.710
第13保険年度	1.796
第14保険年度	1.886
第15保険年度	1.980
第16保険年度	2.079
第17保険年度	2.183

保険年度	基本保険金額に 乗じる率
第18保険年度	2.292
第19保険年度	2.407
第20保険年度	2.527
第21保険年度	2.653
第22保険年度	2.786
第23保険年度	2.925
第24保険年度	3.072
第25保険年度	3.225
第26保険年度	3.386
第27保険年度	3.556
第28保険年度	3.733
第29保険年度	3.920
第30保険年度	4.116
第31保険年度	4.322
第32保険年度	4.538
第33保険年度	4.765
第34保険年度以降	5.000

2. 死亡保険金の支払

第2条（死亡保険金の支払）

この保険契約において支払う死亡保険金はつぎのとおりです。

	死亡保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した時における保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

第3条（死亡保険金の支払に関する補則）

1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
2. 死亡保険金が支払われる場合で、被保険者が死亡した時における保険金額が解約返還金額（被保険者が死亡した時に未払込保険料があるときはその未払込保険料が払い込まれたものとして計算します。以下本項において同じ。）を下回る場合は、第2条（死亡保険金の支払）の規定にかかわらず、解約返還金額と同額を死亡保険金として支払います。
3. 死亡保険金を支払うときに、契約者貸付があるときは、当会社は、死亡保険金（第7条（保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引きます。

第4条（死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金（責任準備金額が免責事由に該当しなかったとした場合に支払うべき死亡保険金の額を上回る場合は、死亡保険金相当額。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第5条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。
3. 本条の規定により死亡保険金の請求を受けた場合、死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、死亡保険金受取人の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（死亡保険金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第18条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
 - (エ) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理

由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

- 7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、死亡保険金を請求した者にその旨を通知します。
- 8. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第3項の規定を準用します。

3. 当会社の責任開始期

第6条（当会社の責任開始期）

- 1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 保険期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- 4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

4. 保険料の払込

第7条（保険料の払込）

- 1. 保険料は、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第8条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれつぎのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

- 3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）の消滅
 - (2) 基本保険金額の減額
 - (3) 保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除事由（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きます。
- 5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- 6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
- 7. 月払の保険契約が基本保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
- 8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者（死亡保

険金を支払うときは死亡保険金受取人)に支払います。

(1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約(2018)の消滅。ただし、第4条(死亡保険金の免責事由に該当した場合の取扱)第2項、第13条(死亡保険金不法取得目的による無効)または第14条(詐欺による取消)に該当する場合を除きます。

(2) 基本保険金額の減額

(3) 保険料払込の免除事由

9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。

10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第8条(保険料の払込方法(経路))

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

(1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

(3) 所属団体を通じ払い込む方法(所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。)

(4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法(経路)を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条(年一括払保険料の前納)

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立て置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。

3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。

4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。

第10条(月払保険料の一括払)

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。

2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第11条(保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱)

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法(回数)	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで)
年一括払	

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当会社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。

3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。

(1) 第1回保険料の場合

保険契約を無効とします。ただし、第7条(保険料の払込)第4項および第5項ならびに本条第4項および第5項の規定にもとづき、猶予期間の満了日まで死亡保険金の支払事由が生じ死亡保険金を支払う場合、または保険料払込の免除事由が生じ保険料払込を免除する場合を除きます。

(2) 第2回以後の保険料の場合

保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

4. 猶予期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きします。
5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険契約の復活

第12条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第23条（契約者貸付）第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める未払込保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

7. 保険契約の無効および取消

第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第14条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

8. 告知義務および保険契約の解除

第15条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、死亡保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第16条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
3. 第2項の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第16条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、死亡保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条の告知のうち解除の原因

となる事実の告知をすることを妨げたとき

- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第18条（重大事由による解除）

- 当社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - この保険契約の死亡保険金（保険料払込免除特約（2018）による保険料払込の免除（以下「保険料払込の免除」といいます。）を含みます。）の請求に関し、死亡保険金受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者または死亡保険金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - 当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 当社は、死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。また、すでにその支払事由により死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
 - 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
- 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

9. 解約および解約返還金

第19条（解約および解約返還金）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
- 解約返還金は、経過年月数（経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
- 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 解約返還金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。この場合、当社が認めるときは、保険契約者の口座（当社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

第20条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

- 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
- 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎのすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当会社が死亡保険金を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、死亡保険金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。

10. 契約内容の変更

第21条（基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、基本保険金額を減額することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、基本保険金額の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の基本保険金額が当会社所定の金額を下回るとき
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
3. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 基本保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものととして取り扱います。
5. 基本保険金額の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

第22条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、次回以後の保険料払込を中止し、解約返還金をもとに保険金額を定めた、保険金額を一定とする終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、払済終身保険への変更を取り扱いません。
 - (1) 払済終身保険の死亡保険金の額（以下本条において「死亡保険金額」といいます。）が当会社所定の金額に満たないとき
 - (2) 保険金額削減支払法または特別保険料領収法の特別条件が付けられたとき。ただし、保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、払済終身保険への変更を取り扱います。
 - (3) 保険料の払込が免除されたとき
3. 第1項の場合、払済終身保険の死亡保険金額は、解約返還金（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）をもとに定めます。ただし、死亡保険金額が変更時における変更前の保険契約の保険金額（契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた額。以下本項において同じ。）をこえるときは、死亡保険金額について、解約返還金の残額との合計額が変更時における変更前の保険契約の保険金額と同額となるよう定めます。この場合、その解約返還金の残額を保険契約者に支払います。
4. 払済終身保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 払済終身保険への変更後は、第21条（基本保険金額の減額）中「基本保険金額」とあるのは「死亡保険金額」と読み替えます。

11. 契約者貸付

第23条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、貸付時の解約返還金額と貸付時の3年経過時の解約返還金額のいずれか小さい金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. つぎのいずれかに該当する場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加された保険料払込免除特約（2018）が消滅したとき（保険契約の一部が消滅した場合を含みます。）
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

12. 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第26条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 死亡保険金受取人

第27条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

第28条（死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱）

1. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第29条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第30条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 第29条（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 第1項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
4. 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

14. 年齢の計算その他の取扱

第31条（年齢の計算）

1. 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第32条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約または付加された特約を取り消すことができるものとし、その他のときは当会社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

15. 契約者配当金の割当および支払

第33条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する保険契約。ただし、年単位の契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第34条（契約者配当金の支払）

1. 第33条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
 - (1) 第33条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日の満了時に保険契約が有効である場合（年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
 - (2) 第33条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
2. 第33条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
3. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第5条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

16. 時効

第35条（時効）

死亡保険金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

17. 管轄裁判所

第36条（管轄裁判所）

1. この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

18. 契約内容の登録

第37条（契約内容の登録）

1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 基本保険金額
 - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新される

ときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

19. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則

第38条（保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合の特則）

1. 保障見直し特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）（以下「保障見直し特約（2018）等」といいます。）を付加した場合で、この普通保険約款または付加された特約の特約条項の規定にもとづき保険料を改めるときは、充当保険料も改めます。
2. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、保障見直し特約（2018）等に定める見直し価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格（以下「充当価格」といいます。）があるときは、つぎのとおり取り扱いします。
 - (1) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額（当会社の定める方法により、経過年月数に応じて計算した金額をいい、リビング・ニーズ特約（2018）の特定状態保険金が支払われるときは特定状態保険金の請求日から6か月を経過した日における金額とします。また、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。以下同じ。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険金が支払われるとき
 - (イ) 被保険者が死亡したとき
 - (ウ) 保険料の払込が免除されたとき
 - (2) つぎのいずれかに該当した場合には、充当価格の残額から当会社所定の金額を差し引いた金額（以下「充当価格からの返還金」といい、保険契約の一部について本号の取扱を行うときは、その部分に対応する金額とします。）を保険契約者に払い戻します。
 - (ア) 保険契約が効力を失ったとき
 - (イ) 保険契約が解除または解約されたとき
 - (ウ) 払済終身保険に変更するとき
 - (3) 契約年齢の誤りにより保険契約を取り消した場合には、充当価格を保険契約者に払い戻します。
 - (4) つぎのいずれかに該当した場合で、充当価格のある保険契約について払い込むべき保険料が当会社の取扱範囲外となるときは、当会社の定める方法により充当保険料を減額し、充当保険料の減額により支払うべきつぎの金額（充当保険料の減額に対応する部分とします。）を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
 - (ア) 保険料の払込方法（回数）または保険料の払込方法（経路）を変更するときは、充当価格の残額
 - (イ) 契約年齢または性別の誤りを訂正するときは、充当価格の残額
 - (ウ) 付加された保険料払込免除特約（2018）のみが解除または解約されたときは、充当価格からの返還金（(I)の場合を除きます。）
 - (I) 保険料払込免除特約条項（2018）の規定にもとづき、被保険者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定された場合または被保険者が責任開始期前に悪性新生物と医師により診断確定されていた場合に付加された保険料払込免除特約（2018）が保険契約者からの申出により解除されたときは、充当価格の残額
 - (5) 第23条（契約者貸付）の規定を適用する場合には、第23条に定める支払うべき金額には、第1号から第4号までの規定にもとづき支払われる金額を加えて取り扱います。
3. 充当価格のある保険契約について、第23条の規定を適用する場合には、第23条第6項に定める解約返還金額には、充当価格からの返還金を加えて取り扱います。
4. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）の規定にもとづき保険契約を無効とした場合または第14条（詐欺による取消）の規定にもとづき保険契約を取り消した場合には、充当価格の残額その他の返還金の払戻はありません。
5. 保障見直し特約（2018）等を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは、第11条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第1号の規定にかかわらず、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

20. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第39条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎのいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - 当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時
 - 当社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎのいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
- 保険契約に特約を中途付加する場合等、当社所定の金額の払込を要する変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項および第2項の規定を準用します。

21. 特別条件を付けた場合の特則

第40条（特別条件を付けた場合の特則）

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎのいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、被保険者が死亡した時における保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金の支払額として第2条（死亡保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表2）による場合には、被保険者が死亡した時における保険金額と同額を死亡保険金の支払額として第2条の規定を適用します。

死亡日の属する保険年度	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

普通保険料に当社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき保険料とします。

別表 1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求

項目	必要書類
死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。 3. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、上記の請求書類につぎの書類も含めるものとします。 (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。） (2) 保険契約者である団体が(1)の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類	

(2) その他

	項目	必要書類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・基本保険金額の減額 ・払済終身保険への変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	当会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券

	項目	必要書類
9	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
○コレラ	A00
○腸チフス	A01.0
○パラチフスA	A01.1
○細菌性赤痢	A03
○腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
○ペスト	A20
○ジフテリア	A36
○急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
○ラッサ熱	A96.2
○クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
○マールブルグウイルス病	A98.3
○エボラウイルス病	A98.4
○痘瘡	B03
○重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限りです。)	

この特約の趣旨

- 第1条 用語の意義
- 第2条 保険料払込の免除
- 第3条 保険料払込の免除の請求
- 第4条 特約の締結
- 第5条 特約の責任開始期
- 第6条 保険料率
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 告知義務
- 第10条 告知義務違反による解除

- 第11条 特約を解除できない場合
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の解約等に伴う返還金の取扱
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の契約者配当金
- 第17条 法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更
- 第18条 主約款の規定の準用
- 第19条 無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合の特則
- 第20条 特別条件を付けた場合の特則

保険料払込免除特約条項（2018）

（2020年4月2日改正）

（この特約の趣旨）

1. この特約は、被保険者が、悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞もしくは脳卒中により所定の状態に該当したとき、所定の身体障害状態に該当したときまたは所定の要介護状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。
2. この特約には契約者配当金はありません。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
責任開始期	この特約の締結または復活に際して、当会社のこの特約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた特約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

第2条（保険料払込の免除）

1. 被保険者が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料払込期間中に次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料期間以降の主契約の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは主契約の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 被保険者が、この特約の責任開始期以後、生まれて初めて悪性新生物（別表2）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下「診断確定」といいます。）されたとき	_____

保険料払込の免除事由	免責事由
(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (7) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (4) 急性心筋梗塞（別表3）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。以下同じ。）	
(3) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (7) 脳卒中（別表4）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (4) 脳卒中（別表4）を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表5）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (a) 公的医療保険制度（別表6）における医科診療報酬点数表（別表7）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 先進医療（別表8）に該当する診療行為	
(4) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
(5) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかの要介護状態に該当したとき (7) 公的介護保険制度（別表9）における要介護2以上の状態（別表10）に該当し、要介護認定（別表11）において要介護2以上の認定を受け、その認定が効力を生じたとき (4) 当会社所定の状態（別表12）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき	

- 第1項の保険料払込の免除事由の(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、主契約の保険料払込期間中に、被保険者がその悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- 被保険者がこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内（診断確定日からその日を含めて180日以内に保険料

払込の免除の請求があった場合で、申出によりこの特約を解除することができる旨を当会社が通知したときは、その通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料からこの特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。

4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に悪性新生物（別表2）と医師により診断確定されていて、保険契約者および被保険者がこの特約の締結または復活の際にその事実を知らなかった場合で、申出によりこの特約を解除することができる旨を当会社が通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれたこの特約を付加した場合の主契約の保険料からこの特約を付加しない場合の主契約の保険料を差し引いた金額（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
5. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約の解除が行われる場合には、第3項および第4項の取扱は行いません。
6. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に保険料払込の免除事由の(2)から(5)までのいずれかに該当する状態に該当した場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
7. 被保険者が複数障害により保険料払込の免除事由の(4)に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであったとしても保険料払込の免除事由の(4)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。
8. 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
9. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後主約款に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

第3条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由に該当し、かつ、つぎのいずれかの保険金または年金の請求があった場合には、保険料払込の免除について保険契約者から請求があったものとして取り扱います。
 - (1) 特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018)の特定疾病保険金
 - (2) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018)の特定疾病保険金
 - (3) 介護年金保険（無解約返還金）(2018)の第1回の介護年金
4. 保険料払込の免除の請求については、主約款の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第4条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱のもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第5条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、特約付加の申込または被保険者に関する告知のいずれかが遅い時からこの特約上の責任を負います。

第6条（保険料率）

この特約が付加される場合、主契約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第9条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合で、解約等に伴う返還金があるときは、当会社は、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第10条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込の免除が行われない場合またはつぎの(イ)もしくは(ウ)に該当した場合を含みます。）を除きます。
 - (イ) 保険料払込の免除事由が生じたとき
 - (ロ) 保険料払込の免除事由の(4)に定める障害に該当したとき
 - (ハ) 保険料払込の免除事由の(5)の(7)に定める要介護2以上の状態（別表10）に該当したとき
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第9条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第9条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第12条（重大事由による解除）

重大事由による解除の取扱については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（特約の解約）

保険契約者は、保険料払込の免除事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第14条（特約の解約等に伴う返還金の取扱）

この特約が解約または解除されたときは、当会社は、つぎの第1号と第2号の差額を保険契約者に払い戻します。

- (1) この特約を付加した場合の主契約の解約返還金
- (2) この特約を付加しない場合の主契約の解約返還金

第15条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
- (4) 主契約が介護年金保険（無解約返還金）（2018）である場合で、第1回の介護年金が支払われるとき

第16条（特約の契約者配当金）

この特約には契約者配当金はありません。

第17条（法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更）

1. 当社は、保険料払込の免除事由の(2)または(3)に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が保険料払込の免除事由の(2)または(3)に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由の(2)または(3)に関する規定を変更することがあります。
2. 当社は、保険料払込の免除事由の(4)または(5)に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が保険料払込の免除事由の(4)または(5)に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約が付加される場合の保険料率を変更することなく保険料払込の免除事由の(4)または(5)に関する規定を変更することがあります。
3. 第1項または第2項の規定により、保険料払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条（無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合の特則）

この特約を無解約返還金型の保険種類である主契約に付加した場合、第14条（特約の解約等に伴う返還金の取扱）の差額はあります。

第20条（特別条件を付けた場合の特則）

この特約の締結の際、被保険者の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合には、つぎのとおり、特定障害不担保法により取り扱います。

- (1) 次表の障害のうち、この特約の締結の際に当社が指定した障害により保険料払込の免除事由の(4)に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

障害の名称	
01	視覚障害
02	聴覚障害

- (2) 被保険者が複数障害により保険料払込の免除事由の(4)に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害であるときは、特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害以外の障害のみであったとしても保険料払込の免除事由の(4)に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コード F 11. 2、F 12. 2、F 13. 2、F 14. 2、F 15. 2、F 16. 2、F 18. 2、F 19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表 1 請求書類

項目	必要書類
保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の交付があった場合） (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。	

別表 2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00－C 14
	・口唇の悪性新生物＜腫瘍＞ ・舌根＜基底＞部の悪性新生物＜腫瘍＞ ・舌のその他及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞ ・歯肉の悪性新生物＜腫瘍＞ ・口（腔）底の悪性新生物＜腫瘍＞ ・口蓋の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の口腔の悪性新生物＜腫瘍＞ ・耳下腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の大唾液腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ・扁桃の悪性新生物＜腫瘍＞ ・中咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ・鼻＜上＞咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ・梨状陥凹＜洞＞の悪性新生物＜腫瘍＞ ・下咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明確の口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00 C 01 C 02 C 03 C 04 C 05 C 06 C 07 C 08 C 09 C 10 C 11 C 12 C 13 C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15－C 26
	・食道の悪性新生物＜腫瘍＞ ・胃の悪性新生物＜腫瘍＞ ・小腸の悪性新生物＜腫瘍＞ ・結腸の悪性新生物＜腫瘍＞ ・直腸 S 状結腸移行部の悪性新生物＜腫瘍＞ ・直腸の悪性新生物＜腫瘍＞ ・肛門及び肛門管の悪性新生物＜腫瘍＞ ・肝及び肝内胆管の悪性新生物＜腫瘍＞ ・胆のう＜嚢＞の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明の胆道の悪性新生物＜腫瘍＞ ・膵の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明確の消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15 C 16 C 17 C 18 C 19 C 20 C 21 C 22 C 23 C 24 C 25 C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30－C 39
	・鼻腔及び中耳の悪性新生物＜腫瘍＞ ・副鼻腔の悪性新生物＜腫瘍＞ ・喉頭の悪性新生物＜腫瘍＞ ・気管の悪性新生物＜腫瘍＞ ・気管支及び肺の悪性新生物＜腫瘍＞ ・胸腺の悪性新生物＜腫瘍＞ ・心臓、縦隔及び胸膜の悪性新生物＜腫瘍＞ ・その他及び部位不明確の呼吸器系及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30 C 31 C 32 C 33 C 34 C 37 C 38 C 39

疾病名	分類項目	基本分類コード
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40－C 41
	・（四）肢の骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40
	・その他及び部位不明の骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45－C 49
	・中皮腫	C 45
	・カポジ肉腫	C 46
	・末梢神経及び自律神経系の悪性新生物＜腫瘍＞	C 47
	・後腹膜及び腹膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C 48
	・その他の結合組織及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51－C 58
	・外陰（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51
	・膣の悪性新生物＜腫瘍＞	C 52
	・子宮頸（部）の悪性新生物＜腫瘍＞	C 53
	・子宮体部の悪性新生物＜腫瘍＞	C 54
	・子宮の悪性新生物＜腫瘍＞、部位不明	C 55
	・卵巣の悪性新生物＜腫瘍＞	C 56
	・その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 57
	・胎盤の悪性新生物＜腫瘍＞	C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60－C 63
	・陰茎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60
	・前立腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 61
	・精巣＜睾丸＞の悪性新生物＜腫瘍＞	C 62
	・その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64－C 68
	・腎盂を除く腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64
	・腎盂の悪性新生物＜腫瘍＞	C 65
	・尿管の悪性新生物＜腫瘍＞	C 66
	・膀胱の悪性新生物＜腫瘍＞	C 67
	・その他及び部位不明の尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69－C 72
	・眼及び付属器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69
	・髄膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C 70
	・脳の悪性新生物＜腫瘍＞	C 71
	・脊髄、脳神経及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73－C 75
	・甲状腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73
	・副腎の悪性新生物＜腫瘍＞	C 74
	・その他の内分泌腺及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76－C 80
	・その他及び部位不明確の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76
	・リンパ節の続発性及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 77
	・呼吸器及び消化器の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C 78
	・その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物＜腫瘍＞	C 79
	・悪性新生物＜腫瘍＞、部位が明示されていないもの	C 80

疾病名	分類項目	基本分類コード
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81－C 96
	・ホジキンリンパ腫	C 81
	・ろく濾>胞性リンパ腫	C 82
	・非ろく濾>胞性リンパ腫	C 83
	・成熟 T/N K 細胞リンパ腫	C 84
	・非ホジキンリンパ腫のその他及び詳細不明の型	C 85
	・T/N K 細胞リンパ腫のその他の明示された型	C 86
	・悪性免疫増殖性疾患	C 88
	・多発性骨髄腫及び悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C 90
	・リンパ性白血病	C 91
	・骨髄性白血病	C 92
	・単球性白血病	C 93
	・細胞型の明示されたその他の白血病	C 94
	・細胞型不明の白血病	C 95
	・リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
	真正赤血球増加症<多血症>	D 45
	骨髄異形成症候群	D 46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D 47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D 47. 1
	・本態性（出血性）血小板血症	D 47. 3
	・骨髄線維症	D 47. 4
	・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D 47. 5

2. 上記 1. において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第 3 版（2012 年改正版）」（平成 26 年 9 月 10 日発行）中、新生物の性状を表す第 5 桁コードがつぎのものをいいます。

第 5 桁性状コード番号
／ 3 . . . 悪性、原発部位
／ 6 . . . 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／ 9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考（別表 2）

- 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D－10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>（C 44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- 新生物の性状を表す第 5 桁コードが「／ 3」「／ 6」「／ 9」以外のものは「悪性新生物」に該当しません。また、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類 第 7 版」（平成 22 年 9 月 20 日発行）で病期分類が 0 期に分類されている病変は「悪性新生物」に該当しないものとします。
したがって、上皮内新生物、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表 3 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則としてつぎの3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた心電図の梗塞性変化 (3) 心筋壊死を示す生化学マーカーの一過性上昇	○虚血性心疾患（I20－I25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I21 I22

別表 4 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	○脳血管疾患（I60－I69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I60 I61 I63

別表 5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表 8 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

別表 9 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表10 要介護 2 以上の状態

「要介護 2 以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表11 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護 2 以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護 2 以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

別表12 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態

要介護状態による保険料払込の免除の対象となる「当会社所定の状態」とは、つぎの 1. または 2. のいずれかの状態をいいます。

1. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表 A に定める介護を要する状態
 - (2) 表 B の 1 から 4 までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他 1 項目以上の行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
2. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表 C に定める問題行動が 5 項目以上みられる状態
 - (2) 表 B の 1 から 4 までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他 1 項目以上の行為の際に、それぞれ表 B に定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表 A

項目	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から 5 m 以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。	

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りを行うことができない。 (2) 自分では全く洗身（浴室内でスポンジやタオルなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと）を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りを行うことができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹸等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔（はみがき・うがい等）を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、はみがき粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルの用意、衣服が濡れていないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。
4. 衣服の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に定める全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。

問題行動
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に定める問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備考（別表12）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

この特約の趣旨

- 第1条 特定状態保険金の支払
- 第2条 特定状態保険金の支払に関する補則
- 第3条 特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第4条 特約の付加
- 第5条 特約の責任開始期
- 第6条 特約保険料
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の解約返還金
- 第11条 特約の消滅とみなす場合
- 第12条 主約款の規定の準用
- 第13条 主契約に特別条件が適用されている場合の特則

- 第14条 パッケージ内契約に付加した場合の特則
- 第15条 終身保険（2018）に付加した場合の特則
- 第16条 通減定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則
- 第17条 通増定期保険（2018）に付加した場合の特則
- 第18条 生存給付金付定期保険（2018）に付加した場合の特則
- 第19条 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則
- 第20条 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則
- 第21条 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則
- 第22条 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則

リビング・ニーズ特約条項（2018）

（2018年4月2日制定）

（この特約の趣旨）

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第1条（特定状態保険金の支払）

この特約において支払う特定状態保険金はつぎのとおりです。

	特定状態保険金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特定状態保険金を支払わない場合
特定状態保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（主契約が養老保険（2018）である場合には主契約の満期保険金受取人を含みます。また、死亡保険金または満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第1条（特定状態保険金の支払）の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者としします。
2. 特定状態保険金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 第1条の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日（主契約の普通保険約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
4. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
5. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。
6. 第5項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
7. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
8. 主約款に定める死亡保険金の請求を受け、死亡保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

9. 主約款に定める死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
10. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特定状態保険金（第11項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。
11. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払の場合で、すでに保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中で特定状態保険金の支払事由が生じ、かつ、その特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月を経過した日の直後に到来する月単位の契約応当日（以下本項において「6か月後契約応当日」といいます。）がその保険料期間に含まれるときは、当会社は、6か月後契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた指定保険金額部分の保険料の残額に相当する金額の返還金を特定状態保険金の受取人に支払います。
12. 第1条の規定により特定状態保険金が支払われた場合には、指定保険金額分について主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は適用しません。
13. 戦争その他の変乱によって特定状態保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その影響の程度に応じ、特定状態保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（第1条（特定状態保険金の支払）の金額の指定を含みます。以下本条において同じ。）する場合には、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 本条の規定により特定状態保険金の請求を受けた場合、特定状態保険金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第5条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、当会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

第6条（特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第9条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第10条（特約の解約返還金）

この特約に対する解約返還金はありません。

第11条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（主契約に特別条件が適用されている場合の特則）

主契約に保険金額削減支払法による特別条件が適用されている場合で、削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

- (1) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における主約款の特別条件を付けた場合の特則に定める割合を乗じて得た金額
- (2) 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第14条（パッケージ内契約に付加した場合の特則）

この特約をパッケージ内契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金を請求するときは、同一のパッケージ契約におけるパッケージ内契約に付加されたすべてのこの特約について特定状態保険金を請求することを要します。ただし、請求日が保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）の直前の年単位の契約応当日以後となるパッケージ内契約については、付加されたこの特約の特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（特定状態保険金の支払）中「主契約の保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求があったすべてのパッケージ内契約の保険金額の合計額」と読み替え、第1条の規定を適用します。
- (3) 第1条の金額の指定にあたっては、特定状態保険金の請求があったすべてのパッケージ内契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。

第15条（終身保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について年金支払移行特約条項（2018）を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について年金支払移行特約条項（2018）を適用したときは、第11条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

第16条（逓減定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を逓減定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）中「主契約の保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日）における保険金額」と読み替えます。また、第14条（パッケージ内契約に付加した場合の特則）第2号の適用にあたっては、逓減定期保険（無解約返還金）（2018）については、保険金額にかえて、特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日）における保険金額を合算するものとします。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第4項および第5項中「主契約の保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日）における保険金額」と、第5項中「指定保険金額分」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額分」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、「指定保険金額」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。

第17条（逓増定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を逓増定期保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）中「主契約の保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第4項および第5項中「主契約の保険金額」とあるのは「特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額」と、第5項中「指定保険金額分」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額分」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、「指定保険金額」とあるのは「指定保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。

第18条（生存給付金付定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を生存給付金付定期保険（2018）に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第4項、第5項および第6項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第19条（特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第7項、第8項および第9項中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金、特定疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金」と読み替えます。

第20条（特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第7項、第8項および第9項中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金、特定状態充実保障保険金（A）、特定状態充実保障保険金（B）、特定疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金」と読み替えます。

第21条（特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第7項、第8項および第9項中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金または特定疾病保険金」と読み替えます。

第22条（特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第7項、第8項および第9項中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金、特定疾病充実保障保険金また

は特定疾病保険金」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項目	必要書類
特定状態保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。	

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(1)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎのいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の付加の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条（遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険（2018）に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (2) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。

- (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(I)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）または就業不能保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）または就業不能保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項目		必要書類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。		

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約の全部または一部を、他の保険契約に見直す場合の取扱について定めたものです。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
見直し前契約	この特約条項の適用によりその全部または一部が見直される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
見直し後契約	この特約条項の適用により成立する保険契約をいいます。

第2条（見直し価格の見直し後契約への充当）

- 第3条（見直し価格）に定める見直し価格は、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、見直し後契約の保険料の一部に充当します。ただし、第3条第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）を、有解約返還金型の保険種類である見直し後契約の保険料の一部に充当することはできません。
- 第1項の場合、見直し後契約が複数あるときは、保険契約者は、見直し価格を保険料の一部に充当する見直し後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格を充当価格といい、充当価格から見直し後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
- 充当価格のある見直し後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および見直し後契約に付加された特約（この特約および保険料払込免除特約（2018）は除きます。）の特約条項における保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある見直し後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

第3条（見直し価格）

- 見直し価格は、第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）および第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の合計額とします。
- 見直し価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限ります。）
 - 見直し時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した見直し前契約の契約者配当金
 - 見直し前契約において積み立てられた契約者配当金
 - 見直し前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、見直し時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、見直し前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - 見直し前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約に関し当会社に留保された金額
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格があるときは、その残額
- 見直し価格（解約返還金なし）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金（第2項第2号の金額を差し引いた金額とします。）
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格があるときは、その残額
- 見直し前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の金額から差し引きます。

第4条（見直し日）

- 見直し日は、見直し後契約の契約日とします。

2. 見直し前契約の保険契約上の責任は、見直し後契約の責任開始期に終了します。

第5条（見直し前契約の一部を見直す場合の取扱）

見直し前契約の一部を見直す場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者は、見直し前契約の主契約および各特約の保険金額等のうち残存させる部分の金額をそれぞれ指定することを要します。この場合、指定金額は、当会社の定める範囲内であることを要します。
- (2) 見直し前契約の主契約および各特約の保険金額等から第1号に定める指定金額をそれぞれ差し引いた金額に対応する部分が見直し後契約に見直されます。
- (3) 第4条（見直し日）第2項の規定は適用せず、見直し前契約におけるつぎの部分（以下「見直し部分」といいます。）については、見直し後契約の責任開始期に消滅するものとします。
 - (ア) 見直し前契約のうち第1号および第2号の規定により見直し後契約に見直される部分
 - (イ) (ア)の部分の消滅により、見直し前契約の特約の保険金額等が当会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度をこえる部分（見直し前契約の特約の残存する部分が当会社所定の金額未満となるときは、その特約の全部）
 - (ウ) (ア)の部分の消滅により、見直し前契約の契約者配当金で買い増された保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、改められる前の保険金額と改められた後の保険金額との差額部分
- (4) 第3条（見直し価格）第2項第1号および第3条第3項第1号中「責任準備金」とあるのは「見直し部分の責任準備金」と読み替えます。
- (5) 第3条第2項第2号中「解約返還金」とあるのは「見直し部分の解約返還金」と読み替えます。
- (6) 第3条第2項第3号中「見直し前契約」とあるのは「見直し部分」と読み替えます。
- (7) 第3条第2項第4号および第3条第2項第8号の金額は見直し価格の計算に含めず、見直し前契約に残存させる取扱とします。
- (8) 第3条第2項第5号中「その金額」とあるのは「その金額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (9) 第3条第2項第6号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (10) 第3条第2項第7号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の保険料の一部前払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (11) 第3条第2項第9号および第3条第3項第2号中「その残額」とあるのは「その残額（見直し後に残存する見直し前契約の充当価格に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。
- (12) 見直し前契約において保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合には、本条の取扱は行いません。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

1. 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (1) その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
 - (2) 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額または死亡給付金額と見直し後契約の死亡保険金額および死亡給付金額の合計額の割合に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金または死亡給付金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金および死亡給付金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原

因が生じていたものとして取り扱います。

3. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金または特定疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは特定疾病保険金または特定疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
 - (2) 見直し前契約等における見直し後契約の特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金を支払わない旨の規定を適用しません。
4. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (2) 見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額（見直し後契約が通増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金または死亡給付金の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。ただし、見直し後契約がつぎのいずれかの場合には、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるべき事由に該当している場合に限りま。
 - (ア) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (イ) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (ウ) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
 - (エ) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (オ) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (カ) 介護年金保険（無解約返還金）（2018）
 - (キ) 生活障害年金定期保険（2018）
5. 第2項から第4項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
 - (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病充実保障保険金の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（A）、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の保険金が特定状態充実保障保険金（A）の場合には、見直し前契約等の特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (3) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (4) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護給付金
 - (5) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (6) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
 - (7) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
 - (8) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
6. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
7. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の年金が特定疾病年金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金

- (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
8. 見直し後契約において、第2項から第4項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
9. 第1項から第8項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第7条（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）

1. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特定疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
- (ウ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (エ) 第6条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ウ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ウ)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ウ)(a)の限度額に加えます。
- (オ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ウ)および(イ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ウ)および(イ)の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）または特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (イ) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (ウ) 見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額が、見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
- (イ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有

する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(7)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

2. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第6条の規定を適用し、特定疾病保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

(7) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。

(4) 第6条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(7)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(7)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(7)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(7)(a)の限度額に加えます。

(2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(7) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(4) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(7) 見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(4)の合計額に加えます。

(4) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(7)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

3. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第2項各号中「特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と読み替えて、第2項各号の規定を適用します。

4. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第2項および第8条（見直し後契約に特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）第2項の規定を準用します。

5. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第3項および第9条（見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）第1項の規定を準用します。

6. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第2項、第3項および第8条第1項の規定を準用します。

7. 見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第3項、第8条第1項および第8条第2項の規定を準用します。

第8条（見直し後契約に特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）

1. 見直し後契約が特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特定疾病保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。
- (a) 見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。
- (b) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。
- (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
- (a) 見直し前契約等に含まれている特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
- (b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
- (2) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (イ) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額（見直し前契約等に特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
- (ウ) 見直し前契約等の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等の保険金額が、見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
- (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額（見直し前契約等に特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
- (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 見直し後契約が特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）および特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第7条（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）第2項各号中「見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と、「見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）」または特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」または特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と読み替えて、第7条第2項各号の規定を適用します。
3. 見直し後契約が特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、第1項、第2項および第9条（見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）第1項の規定を準用します。

第9条（見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

- 見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特定疾病保険金を支払うときは、第7条（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）第2項第1号中「見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と、「見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と読み替えて、第7条第2項第1号の規定を適用します。
- (2) 第6条の規定を適用し、特定状態充実保障保険金（A）および特定疾病充実保障保険金を支払うときは、第1号の規定を準用します。
- (3) 第6条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、第7条第2項第2号中「見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」

- と、「見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と、「見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）」または「特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）」とあるのは「見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」または「特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）」と読み替えて、第7条第2項第2号の規定を適用します。
- (4) 見直し後契約において、第1号から第3号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

第10条（見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）および介護年金保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、介護年金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約において支払う介護年金の限度は、つぎのとおりとします。
 - (a) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、5年ごと配当付特定状態収入保障特約または5年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき介護年金の額を限度とします。
 - (b) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額は、見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額を限度とします。
 - (イ) 第6条の規定を適用して支払われるべき介護年金の額が、(ア)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う介護年金の額をこえるときは、(ア)に定める限度についてつぎのとおりとします。
 - (a) 見直し前契約等に含まれている特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき介護年金の額が見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(b)の限度額に加えます。
 - (b) 見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額が見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)(a)の限度額に加えます。
 - (2) 第6条の規定を適用し、当会社、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額が見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (イ) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）の年金額が見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (ウ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等の年金額の合計額が見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(イ)の合計額に加えます。
 - (エ) 見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額が見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ア)の合計額に加えます。
 - (3) 見直し後契約において、第1号または第2号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 第6条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。
3. 第6条の規定により、見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。
4. 第6条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の一部が解除される場合、解除されない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

第11条（見直し後契約が総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）または女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）または女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）の場合には、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用

せず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り、）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 - (2) 見直し後契約において、第1号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
 - (3) 第1号および第2号の規定により疾病入院給付金または災害入院給付金支払われる場合、その支払額の計算に用いた入院給付金日額を基準として、見直し後契約の入院一時給付金の支払額を計算します。ただし、その金額が見直し前契約等において支払われるべき入院一時給付金の額（見直しがなかったものとみなして計算します。以下本号において同じ。）より小さい場合は、見直し後契約の入院給付金日額を基準として計算した金額（見直し前契約等において支払われるべき入院一時給付金の額をこえる場合は、その入院一時給付金の額と同額）を見直し後契約の入院一時給付金の支払額とします。
 - (4) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が、見直し後契約の解除を行う場合には、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額が、見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当会社が定める保険契約における給付金の支払額の計算に用いる入院給付金日額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (5) 見直し後契約において、第4号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
2. 見直し後契約が総合医療保険（無解約返還金）（2018）の場合で、見直し前契約等に総合医療保険（無解約返還金）（2018）、無配当終身医療保険、無配当定期医療保険または新総合医療特約D（H22）（以下本条において「総合医療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）が含まれるときは、骨髄ドナー給付金の支払について、被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合でも、その採取術を受けた日が見直し前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後であるときは、見直し前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等の入院給付金日額を限度として、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けたものとみなして取り扱います。
3. 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第12条（見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が先進医療保険（無解約返還金）（2018）の場合で、かつ、見直し前契約等に先進医療保険（無解約返還金）（2018）または無配当先進医療特約（以下本条において「先進医療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）が含まれている場合において、見直し前契約等の先進医療保険（無解約返還金）（2018）等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、先進医療保険（無解約返還金）（2018）の給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の先進医療保険（無解約返還金）（2018）等の保険期間満了前である場合に限り、）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。
2. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の先進医療保険（無解約返還金）（2018）の解除を行う場合には、見直し前契約等に先進医療保険（無解約返還金）（2018）等が含まれていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第13条（見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合の特則）

1. 見直し後契約が女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の場合には、見直し前契約等の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、無配当女性特定治療特約（2015）、女性特定治療特約Dおよび無配当女性特定治療特約（以下本条において「女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）の基準給付金額と同額までの部分については、給付金の支払に関する規定の適用に際し、見直し前契約の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）等の保険期間と見直し後契約の女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）の保険期間は継続されていたものとして取り扱います。ただし、この取扱は、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）普通保険約款の給付金の支払に定める乳房の上皮内癌の治療を目的とした乳房の観血切除術に対する女性特定手術給付金、子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮付属器にかかわる手術に対する女性特定手術給付金および乳房の上皮内癌と診断確定され乳房の観血切除術を受けた乳房についての乳房再建手術に対する乳房再建給付金については、見直し前契約等に女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）または無配当女性特定治療特約（2015）が含まれる場合に限り、ます。
2. 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）普通保険約款の給付金の支払に関する補則に定める給付金の支払限度の規定の適用の場合を除き、第1項の規定は適用しません。

第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

1. 見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合において、見直し後契約の契約日からその日を含めて2年以内に認知症保険金が支払われ

る事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険期間満了前である場合に限り）には、つぎのとおりとします。

（1）見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて2年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものとして取り扱います。

（2）第1号の場合、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分について、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。

2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第15条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）

1. 見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

（1）見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限り）は、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。

（2）見直し前契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）、保険料払込免除特約（H25）または保険料払込免除特約（2018）（以下本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されていた場合において、見直し前契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後で、かつ、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限り）は、保険料払込免除特約条項（2018）における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは保険料の払込を免除しない旨の規定は適用しません。

（3）見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により保険料の払込が免除されるときは、すべてのパッケージ内契約の保険料の払込が免除されたものとして取り扱います。

（4）見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の保険料払込免除特約（2018）の解除を行う場合には、見直し前契約に保険料払込免除特約等が付加されていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。

2. 第1項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第16条（見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

見直し前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第3条（見直し価格）第3項第1号には含めず、第3条第2項第1号に含めて取り扱います。

第17条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合には、第3条（見直し価格）第2項第1号中「責任準備金」とあるのは「解約返還金」と読み替えます。

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者と当会社との間ですでに締結されている保険契約の全部または一部を、新たな保険契約に家族内で承継する場合の取扱について定めたものです。

第1条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
承継前契約	この特約条項の適用により承継される当会社所定の要件を満たす保険契約（これに付加されている特約を含みます。）をいいます。
承継後契約	この特約条項の適用により成立する保険契約をいいます。

第2条（承継前契約の保険契約者の家族）

第3条（被保険者等の要件）における承継前契約の保険契約者の家族とは、つぎのいずれかの者をいいます。

- （1）承継前契約の保険契約者と同居しまたは生計を一にしている承継前契約の保険契約者の配偶者または2親等内の親族
- （2）承継前契約の保険契約者と別居し、かつ、生計を異にしている承継前契約の保険契約者の子

第3条（被保険者等の要件）

1. 承継に際しては、つぎの要件を満たすことを要します。
 - （1）承継前契約および承継後契約の被保険者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者。以下同じ。）は異なる者であり、かつ、それぞれ承継前契約の保険契約者またはその家族であること
 - （2）承継後契約の保険契約者は、承継前契約の保険契約者またはその家族であること
2. 当会社は、第1項の要件を確認するため、当会社所定の書類の提出を求めます。この場合、生計を一にしていることの確認のために、健康保険証の写し等その事実を証する書類の提出を求めることがあります。

第4条（承継価格の承継後契約への充当）

1. 第5条（承継価格）に定める承継価格は、当会社の定める取扱にもとづき、承継後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下「充当期間」といいます。）にわたって、承継後契約の保険料の一部に充当します。ただし、第5条第3項に定める承継価格（解約返還金なし）を、有解約返還金型の保険種類である承継後契約の保険料の一部に充当することはできません。
2. 第1項の場合、承継後契約が複数あるときは、保険契約者は、承継価格を保険料の一部に充当する承継後契約を当会社の定める範囲内で指定することを要します。
3. 承継後契約の保険料の一部に充当される承継価格を充当価格といい、充当価格から承継後契約の保険料の一部に充当される金額（以下「充当保険料」といいます。）は、充当価格および充当期間に応じて、当会社の定める方法により計算します。
4. 充当価格のある承継後契約の主契約の普通保険約款および承継後契約に付加された特約（この特約および保険料払込免除特約（2018）は除きます。）の特約条項における保険料は、承継後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額とし、保険契約者がこの金額を払い込んだ時に、充当価格のある承継後契約の保険料は払い込まれたものとして取り扱います。

第5条（承継価格）

1. 承継価格は、第2項に定める承継価格（解約返還金あり）および第3項に定める承継価格（解約返還金なし）の合計額とします。
2. 承継価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - （1）承継前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金
 - （2）承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限ります。）
 - （3）承継時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した承継前契約の契約者配当金
 - （4）承継前契約において積み立てられた契約者配当金
 - （5）承継前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、承継時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、承継前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - （6）承継前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - （7）承継前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - （8）承継前契約に関し当会社に留保された金額
 - （9）承継前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）か

らの充当価格があるときは、その残額

3. 承継価格（解約返還金なし）は、つぎの金額の合計額とします。

(1) 承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金（主契約の保険料払込期間満了後である場合は、解約返還金を差し引いた金額とします。）

(2) 承継前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格があるときは、その残額

4. 承継前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める承継価格（解約返還金あり）の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める承継価格（解約返還金なし）の金額から差し引きます。

第6条（承継前契約の消滅）

承継前契約は、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。

第7条（承継前契約の一部を承継する場合の取扱）

承継前契約が当会社の定める保険契約の場合、承継前契約の保険契約者は、承継前契約の一部を承継することができません。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 承継前契約の保険契約者は、承継前契約の主契約および各特約の保険金額等のうち承継されない部分の金額をそれぞれ指定することを要します。この場合、指定金額は、当会社の定める範囲内であることを要します。

(2) 承継前契約の主契約および各特約の保険金額等から第1号に定める指定金額をそれぞれ差し引いた金額に対応する部分が承継後契約に承継されます。

(3) 第6条（承継前契約の消滅）の規定は適用せず、承継前契約におけるつぎの部分については、承継後契約の責任開始期に保険期間が満了して消滅するものとします。

(ア) 承継前契約のうち第1号および第2号の規定により承継後契約に承継される部分

(イ) (ア)の部分の消滅により、承継前契約の特約の保険金額等が当会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度をこえる部分（承継前契約の特約の残存する部分が当会社所定の金額未満となるときは、その特約の全部）

(ウ) (ア)の部分の消滅により、承継前契約の契約者配当金で買い増された保険金額が当会社所定の方法で改められることとなるときは、改められる前の保険金額と改められた後の保険金額との差額部分

(4) 第5条（承継価格）第2項第1号および第5条第3項第1号中「責任準備金」とあるのは「承継される部分の責任準備金」と読み替えます。

(5) 第5条第2項第2号中「解約返還金」とあるのは「承継される部分の解約返還金」と読み替えます。

(6) 第5条第2項第3号中「承継前契約」とあるのは「承継前契約のうち承継される部分」と読み替えます。

(7) 第5条第2項第4号および第5条第2項第8号の金額は承継価格の計算に含めず、承継前契約に残存させる取扱とします。

(8) 第5条第2項第5号中「その金額」とあるのは「その金額（承継後に残存する承継前契約の保険料に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。

(9) 第5条第2項第6号中「その残額」とあるのは「その残額（承継後に残存する承継前契約の保険料の前納または一括払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。

(10) 第5条第2項第7号中「その残額」とあるのは「その残額（承継後に残存する承継前契約の保険料の一部前払に要する金額を除きます。）」と読み替えます。

(11) 第5条第2項第9号および第5条第3項第2号中「その残額」とあるのは「その残額（承継後に残存する承継前契約の充当価格に対応する金額を除きます。）」と読み替えます。

(12) 承継前契約において保険料の自動貸付または契約者貸付がある場合には、本条の取扱は行いません。

第8条（承継に際しての要件を満たしていなかった場合の特別取扱）

第3条（被保険者等の要件）第2項に定める当会社所定の書類の記載に誤りがあり、承継の際に第3条第1項に定める要件を満たしていなかった場合には、この特約条項による承継がなかったものとします。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 承継前契約（承継前契約の一部の承継の場合には、その承継された部分）は、承継時に解約されたものとします。

(2) 承継価格の承継後契約への充当はなかったものとします。

(3) 第1号の適用により支払われるべき金額から第2号の適用により承継後契約の保険契約者が払い込むべき保険料に不足する金額を差し引き、超過分があるときは、当会社は、これを承継後契約の保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、承継後契約の保険契約者は、これを当会社の指定する日までに払い込むことを要します。この払込がない場合で、承継後契約において保険金、年金または給付金を支払うときは、当会社は、支払うべき金額からその不足分を差し引きます。

第9条（承継前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特例）

承継前契約が5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第5条（承継価格）第3項第1号には含めず、第5条第2項第1号に含めて取り扱います。

第10条（承継前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

承継前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険の場合には、第5条（承継価格）第2項第1号中「責任準備金」とあるのは「解約返還金」と読み替えます。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎのいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料率）

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 医療保障保険（個人型）
 - (2) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (3) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (4) 予定利率変動型無配当個人年金保険
 - (5) 生活障害年金定期保険（2018）
 - (6) こども学資保険（2018）

第3条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
2. 本条第1項の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（特約の失効）

1. つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
2. 本条第1項の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎのいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

- この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
- つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1項の規定を適用しません。
 - 医療保障保険（個人型）
 - 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - 5年ごと配当付個人年金保険
 - 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - 予定利率変動型無配当個人年金保険
 - 生活障害年金定期保険（2018）
 - 個人年金保険（2018）
 - 生存保障重視型個人年金保険（2018）
 - こども学資保険（2018）

第4条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
- 本条第1項の保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少

- し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
- (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (5) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (6) 保険料の前納を行ったとき
 - (7) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (8) 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、団体の代表者を經由して払い込んでください。
- 本条第1項の保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第2項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第5条（特約の失効）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となる時
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
- 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第6条（契約者配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り

決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第7条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- (2) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。

- (ア) 医療保障保険（個人型）
- (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
- (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
- (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
- (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
- (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
- (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

第1条（特約条項の適用）

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当社は、当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
3. 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
4. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当社の定めの日（以下「振替日」といいます。）ただし、この定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの金額を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第5条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

1. つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき

- (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅しません。
- (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第8条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、第6条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- (3) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。
 - (ア) 医療保障保険（個人型）
 - (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
 - (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

MEMO

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間

月～金曜日 9:00～18:00／土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- 証券番号をあらかじめ確認のうえ、契約者ご本人さまからお願いいたします。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

※お近くの第一生命の連絡先、店舗所在地については、当社ホームページ
(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) をご覧ください。

一生涯のパートナー

第一生命



説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

●クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)	14	●保険料の払い込み	48
●告知義務	26	●払込期月・猶予期間とご契約の効力	51
●ご契約の成立と保障の責任開始期	29	●失効したご契約の復活	53
●保険金などをお支払いできない場合	43	●解約と解約返還金	57

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほど送付する保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>